

平成 1 1 年定例第 4 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 1 2 月 9 日

閉 会 平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成11年第4回  
 新得町議会定例会（第1号）  
 平成11年12月9日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等                                  |
|------|---------|--|
| 1    |         | 会議録署名議員の指名                               |
| 2    |         | 会期の決定                                    |
|      |         | 諸般の報告（第1号）                               |
|      |         | 町長行政報告                                   |
| 3    | 議案第69号  | 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について                 |
| 4    | 議案第70号  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 5    | 議案第71号  | 町道の路線廃止及び認定について                          |
| 6    | 議案第72号  | 平成11年度新得町一般会計補正予算                        |
| 7    | 議案第73号  | 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算                |
| 8    | 議案第74号  | 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算                  |
| 9    | 議案第75号  | 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算                 |
| 10   | 議案第76号  | 平成11年度新得町水道事業会計補正予算                      |
| 11   | 意見案第11号 | 帯広畜産大学原虫病研究センターの全国共同利用施設への格上げ新設要望に関する意見書 |
| 12   | 意見案第12号 | ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書                       |
| 13   | 意見案第13号 | J R 採用差別問題の早期解決を求める要望意見書                 |
| 14   | 意見案第14号 | 農業経営再建対策に関する要望意見書                        |

## 会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

- 議案第69号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について  
議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第71号 町道の路線廃止及び認定について  
議案第72号 平成11年度新得町一般会計補正予算  
議案第73号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算  
議案第74号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算  
議案第75号 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第76号 平成11年度新得町水道事業会計補正予算  
意見案第11号 帯広畜産大学原虫病研究センターの全国共同利用施設への格上げ新設  
要望に関する意見書  
意見案第12号 ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書  
意見案第13号 J R採用差別問題の早期解決を求める要望意見書  
意見案第14号 農業経営再建対策に関する要望意見書

## ○出席議員（17人）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 川見久雄君 | 2番  | 藤井友幸君 |
| 3番  | 吉川幸一君 | 4番  | 千葉正博君 |
| 6番  | 松本諫男君 | 7番  | 菊地康雄君 |
| 8番  | 斎藤芳幸君 | 9番  | 廣山麗子君 |
| 10番 | 金澤学君  | 11番 | 石本洋君  |
| 12番 | 古川盛君  | 13番 | 松尾為男君 |
| 14番 | 渡邊雅文君 | 15番 | 黒澤誠君  |
| 16番 | 高橋欽造君 | 17番 | 武田武孝君 |
| 18番 | 湯浅亮君  |     |       |

## ○欠席議員（1人）

- 5番 宗像一君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

- |         |   |       |
|---------|---|-------|
| 町       | 長 | 齊藤敏雄君 |
| 教育委員会委員 | 長 | 高久教雄君 |
| 監査委員    | 員 | 吉岡正君  |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |    |      |      |      |
|---|---|---|---|----|------|------|------|
| 助 |   |   | 役 | 鈴木 | 政輝   | 君    |      |
| 収 | 入 |   | 役 | 清水 | 輝男   | 君    |      |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 畑中 | 栄和   | 君    |      |
| 企 | 画 | 調 | 整 | 課  | 長    | 尾正   |      |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 秋山 | 秀敏   | 君    |      |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 課  | 長    | 西浦茂  |      |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課  | 長    | 浜田正利 |      |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 村中 | 隆雄   | 君    |      |
| 農 | 林 | 課 | 長 | 斉藤 | 正明   | 君    |      |
| 水 | 道 | 課 | 長 | 常松 | 敏昭   | 君    |      |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 課  | 長    | 貴戸延之 |      |
| 児 | 童 | 保 | 育 | 課  | 長    | 富田秋彦 |      |
| 老 | 人 | ホ | 一 | △  | 所    | 長    | 長尾直昭 |
| 屈 | 足 | 支 | 所 | 長  | 高橋昭吾 | 君    |      |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 武田 | 芳秋   | 君    |      |
| 財 | 政 | 係 | 長 | 佐藤 | 博行   | 君    |      |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |    |    |   |      |   |
|---|---|---|----|----|---|------|---|
| 教 | 育 | 長 | 阿部 | 靖博 | 君 |      |   |
| 学 | 校 | 教 | 育  | 課  | 長 | 加藤健治 | 君 |
| 社 | 会 | 教 | 育  | 課  | 長 | 高橋末治 | 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |    |    |   |
|---|---|---|---|----|----|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小森 | 俊雄 | 君 |
|---|---|---|---|----|----|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

|   |   |   |   |     |    |   |
|---|---|---|---|-----|----|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐々木 | 裕二 | 君 |
| 書 |   |   | 記 | 桑野  | 恒雄 | 君 |

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、5番、宗像 一君の1人であります。ただいまから、本日をもって招集されました平成11年定例第4回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、13番、松尾為男君、14番、渡邊雅文君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの13日間と決しました。

---

### 諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 11月24日、臨時第6回町議会以後の行政報告を行います。

11月25日には、地方自治法第240条に基づく財務監視が2日間にわたって行わ

れました。財務監視の結果、全体を通して大きな指摘事項はなかったわけではありますが、軽微な指導事項につきましては、今後逐次改善をいたしたいと考えております。

1 1月27日には、クラブメッドサホロ冬の村がオープンをいたしまして、そのパーティーが行われております。

1 1月29日から北海道横断自動車道十勝地区の早期建設促進期成会の陳情が行われまして、札幌並びに東京において各関係機関に要請をいたしました。

1 1月30日にはホームヘルパーの2級の養成講座が開催をされております。

同じ日でありまして、サホロスキー場が一部オープンとなりまして、その後、このたびの降雪によって現在は全コースが滑走できる状態となっております。

1 2月1日には、全国町村長大会が開催をされまして出席をいたしました。席上市町村の合併に関する緊急決議というものが行われました。これは、市町村合併というのは将来にわたる地域の在り方、あるいは住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、関係市町村の自主的な判断を尊重することと、また地域住民の意思をじゅうぶん尊重するとともに、合併を強制することのないように強い要請をします。併せて市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは、絶対しないことというふうな緊急の決議がなされております。

1 2月3日には、しいたけ生産組合創立20周年の記念式典が行われております。この中でも課題となりましたのは、明年に向けてしいたけ生産の新規参入者が4人ほど予定されております。したがって今後の課題といたしましては、町でもですね、そうした新規参入者を積極的に受け入れるために土地を用意して、しいたけ生産団地のような条件整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

また同じ日でありまして、西洋環境開発の加藤顧問が、サホロリゾートの社長でありますけれども、来庁いたしました。これはサホロリゾートの経営問題に関する要請であります。一つは総合体育館の協力金の減額の要請であります。もう一つは屈足にありますリゾートの社宅を処分したいと。この2点であります。また町のほうからは町が出資をいたしております狩勝高原開発への出資の解消と。この3点が大きな課題になっておりまして、今後引き続き内部で検討を重ねていきたいと考えております。

そうした方向が出た段階であらためて議会の皆さんがたとご相談をさせていただきたいと考えております。

1 2月4日には、開拓百年記念事業の一つといたしまして、小中学生を対象にいたしまして、町の将来の夢を語っていただくということで、子どもサミットを開催いたしました。

1 2月6日には、畜産振興審議会が開催されました。ここで将来の大きな課題といたしまして、家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律という新しい法律ができました。そのことに伴って、いわゆるその家畜排せつ物を野積みにしたんですね、そういうことが規制されるわけであります。

したがって、家畜ふん尿処理を行うために屋根付きのたい肥盤というふうな施設管理が求められるわけでありまして、この法律は平成16年11月1日から適用ということでありますので、向こう5年の間に全町的にこの問題にどう対処していったらいいかということが今後の課題となるわけでありまして、関係機関並びに生産者の皆さんがたと今後その方向について詰めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

日程第3 議案第69号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第69号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中栄和君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第69号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

1枚お開きください。提案理由であります。寒冷地手当のうち加算額、燃料加給分について管内町村も改定見込みであることから本町においても同様に改正するものであります。

内容といたしましては平成11年度に限りまして、世帯主で扶養親族等のある職員は6万6千500円を特例条例による支給額として11万565円に、同じく扶養親族等のない職員は4万4千300円を7万9千34円に、その他の職員は2万2千200円を4万7千502円に改めるものであります。

この条例による支給の算出根拠であります。世帯主で扶養親族等のある職員は灯油換算で2,700リットル分、同じく扶養親族等のない職員は1,930リットル分、その他の職員は1,160リットル分に、12月1日現在新得町内での灯油実勢単価1リットル当たり39円を乗じ、消費税を加えた額であります。

管内の改定状況は高いところで2,800リットル、低いところでは国公並みとそれぞれ1町村ございます。その他は2,600リットル、2,700リットルがほぼ半数の状況になっております。

条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用するものであります。2、手当の内払い、3、廃止をそれぞれ規定いたしております。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[総務課長 畑中栄和君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） 提案理由なんです。管内町村の改定見込みであることから本町においても同様にというふう書いてあるんですが、これがほんとうの提案理由なのかどうかということですね、まず。というのはほか上げるからうちも上げるんですよというのは本来の意味の提案理由、改定の提案理由なのかどうか。こういったことがこの以外の部分でもですね、燃料管理費の燃料手当の以外の部分でもそういうふう随時周りの状況によってというのが提案理由で、これからずっと続いていくのかどうかという考え方にもなるわけですから、これがほんとうの提案理由なのかどうかということ再度お尋ねします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。



寒冷地手当につきましては、昨年同様の改正となるわけですが、管内の状況等見極めて改正するわけですが、実際には管内の状況もございまして、実際にそのくらい使うということで改正になると思いますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） という今の課長のお答えであればね、管内のということだけが理由じゃなくてですね、実際に調査をしてこういうデータのもとに使うんですよというのが提案理由であって、その管内の状況だけが提案理由なのかどうかということになってしまふんで、そういったことも提案理由になるんじゃないのかなと私は思うんですけどもどうですか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） 提案理由につきましては、今後じゅうぶん検討してですね記載していきたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第70号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[ 総務課長 畑中栄和君 登壇 ]

総務課長（畑中栄和君） 議案第70号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、期末手当・勤勉手当の基準日に育児休業を取得している職員について基準日以前の勤務実績に応じて期末手当・勤勉手当を支給するものであります。

改正内容といたしましては、育児休業をしている職員への期末手当・勤勉手当について、改正前は基準日に勤務していなければ支給されなかったものを、改正後は期末手当については基準日以前3か月以内、基準日が12月1日であるときは6か月以内の期間において勤務した期間がある場合は支給することとなります。また勤勉手当においても基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合は支給するということに

なります。

なお、在職期間の割合は職員の給与に関する条例及び同規則により得た割合というふうになります。

条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、この条例は平成12年1月1日から施行するものであります。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[総務課長 畑 中 栄 和 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第71号 町道の路線廃止及び認定について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、議案第71号、町道の路線廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長、村中隆雄君。

[建設課長 村 中 隆 雄 君 登壇]

建設課長(村中隆雄君) 議案第71号、町道の路線廃止及び認定についてご説明申し上げます。

次のページを1枚お開きください。資料の図面でございますが、青色の部分は廃止する路線でございます。赤色の部分は認定する路線でございます。今回廃止及び認定いたします路線は、屈足市街の屈足身体障害者療護施設関連で整備いたします道路、屈足農村部の国営農村整備事業で新設いたしました道路及び、新得市街の道道オダッシュ通の関連道路として新設いたします道路でございます。

前のページに戻っていただきまして、1、廃止する路線といたしまして5路線がございますが、いずれの路線も廃止後整理を行いまして新たに認定する路線でございます。

次の3路線は、屈足身体障害者療護施設関連の路線でございます。路線番号112番旭町東3条、図面番号 番。路線番号121番旭町1丁目、図面番号 番です。路線番号123番旭町通、図面番号 番でございます。

次の2路線は国営事業関連の路線でございます。路線番号401番屈足スキー場線、図面番号 番。路線番号402番屈足西3線、図面番号 番。

2、認定する路線といたしまして路線番号361番広和南通、路線番号 番。この路線につきましてはオダッシュ通街路整備事業の関連で整備いたします新設道路ござい

ます。

路線番号121番旭町1丁目、図面番号 番。路線番号123番旭町通、図面番号 番。以上の2路線につきましては屈足身体障害者療護施設の建設に伴う周辺の既設及び新設の道路を整備いたしまして認定するものでございます。

図面番号402番屈足西3線、図面番号 番。この路線につきましては国営事業で新設いたしました区間を含めまして道道帯広新得線から町道屈足24号まで1本の路線に整理するものでございます。

今回廃止いたします5路線、合計の延長といたしまして2,209.7メートル、認定する4路線合計延長3,465.0メートル、差引1,255.3メートルの延長の増加となります。よろしくご審議をお願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川幸一君。

3番(吉川幸一君) これ認定する路線のことについてお聞きしたいんですけども、今361番から4路線認定になりますけれども、この路線の中で舗装になる路線ですね、これは何路線、何番と何番が舗装になるのかご連絡願いたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、村中隆雄君。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。

2の認定する路線で申し上げますと、いちばん下の402番、屈足西3線につきまして一部砂利道で残る部分がございます、残りの3路線につきましてはすべて舗装になる計画でございます。

議長(湯浅 亮君) 3番、吉川幸一君。

3番(吉川幸一君) 3路線が舗装になるっていうことでございますので、付け加えたいなと思うんですが、療護施設のところをですね、8番ところなんか旭町通でこれは全部路線が舗装になるっていうのはいいことかなって思うんですが、これについてですね今旭町東3条仲通っていう3番のところに引っ張っているところがございます。ここは町の分譲地で一連で売ったところで、50メートルくらいの路線だと思っておりますので舗装に、旭町通が舗装になるんでしたらその仲通もですね町の分譲地に出した路線でございますので、舗装計画があるかどうか。また、舗装しなければこれ片手落ちになるのではないかなと思うんですが、いかがなものでしょう。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、村中隆雄君。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。

現在、ご質問の路線に旭町東3条仲通ということで私ども町のほうで認定している路線でございます、現在幅員が8メートル用地幅員がございます。現在のところ路面状況といたしましては、防じん処理で管理してございまして、今後の舗装の計画ということでのご質問でございますが、順次、今後ですね屈足市街、新得市街、農村部も併せまして、舗装計画を立てまして順次整備していく計画でございます。

議長(湯浅 亮君) ほかに。3番、吉川幸一君。

3番(吉川幸一君) 計画道路の舗装ですから、この運動公園の道路が出来てこの認定8番の旭町通も、公園の入り口とこの団地の入り口の道路には非常に段差がついてございます。今でも。ここが舗装になるっていうのはどういうふうなかたちで、相当削って道路をつけるのかな。そしたら旭町の東3条仲通の道路はですね、段差がつくのでは

ないかなって思うんですよ、それと、私は仲通に道路をつけるほうが交通量はあるのかなっていうのもあります。ぜひですね、行政で検討していただいてここが舗装になるわけですから、旭町東3条の仲通も一緒にやっていただきたいな。要望だけして終わります。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 2点ほどお聞きしたいと思います。オダッシュ通のですね向かいの広和南通これはですね、先般ある新聞で近く事業としての十勝支庁の要望としてまとめたそうですけれども、幅員は4メートルということで出ていました。これは設計がされてるのは、幅員何メートルなんですかね。ひとつ教えてください。

それからここが民家がかかっているはずなんですけれども、ここには当時国鉄にいまして和寒から退職後こちらに越して来たかたなんですけれども、そのお母さんともいろいろ話をしていますけれども、「話は全部決まっているんですか」と言ったらですね、今は九分どおりっていうお話しなんです。用地が、宅地が少し残るのでそこに現在の建物は取り壊して新たにずらして位置を変えて建てるんだということなんですけれども、その話は全部終わってないというお話しでした。議会としてもですね、こういう関係のかたたちとの詰めがきちりできていない段階で認定のですね、議決をするっていうのもちょっと心苦しいと思います。こちら辺の関係でですねどっちの話も聞かなければならないと思いますから、どの程度に煮詰まってですね、計画的にもどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

広和南通の新設につきましては、新しくアンダーパスができます側道につきまして、大型車が通行できないということで、大型車が通行可能な道路をう回路ということで大型車対応のう回路ということで新設いたします道路でございます。

道路の幅員でございますけれど、現在のところ用地の幅員は9メートルとってございますが、舗装につきましては6メートル舗装して対応したいということで考えてございます。

それと、1軒民家が支障になるということでお話しございまして、その1軒についてお答えいたしますけれど、路線の認定いたしませんと土地収用法の該当っていうんですか。そういう申請がまず行えないっていうことが一つありますし、地先のかたにつきましても説明いたしまして、こういった道路を造るということである程度理解していただいて今回提案させていただいております。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 認定するんですよね。そういう手続き上いいんですけれども議会にかけるときはですね、100パーセントということまでいかんたろうけれども99パーセントはですね、話が詰まっていこうという方向でできるということで、出すのがほんとうではないかなって、こういうふうに思ったもんですから質問したわけなんですけれども、早急にですねやっぱり関係するかたとですね、早急に詰めてもらってほんとうの着工できるようなかたたちにしてもらいたいと、このように思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） ただいまの質問に関連するわけなんですけれども、この6番の広和南通この田村木材のところを起点としてぐるっとこう回っていくようになるんですけれ

ども、より便利さを追求するとすればそのままお寺のほうに抜けていくようなことには将来的ならないのか。あるいは今その計画をしなかったら将来的にはできないような気もするんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

6番の起点側につきましては、アンダーパスなものですからここで大きく道路が下がるわけでございます。一方通行といたしまして、そちらのこの下がるアンダー部分につきましては、一方通行で通行が可能ということでございます。ですから、こちら側から新得寺のほうに向けての通行はできないわけですが、新得寺側からこちらのほうの広和南通のほうには通行は可能でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第72号 平成11年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第72号、平成11年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木 政 輝 君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第72号、平成11年度新得町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,490万8千円を追加し、予算の総額を83億6,533万8千円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

10ページ歳出をお開き願います。今回の補正では、さきほどご審議いただきました特別職及び職員の寒冷地手当の改定に伴う補正を各款で行っております。

2款、総務費の一般管理費では、平成12年4月からスタートの介護保険制度にかかるケアプラン作成システムの導入に伴う道自治体情報システム協議会の負担金を増額しております。

また、100年記念事業費では寄附がありましたので財源の充当をしております。

10ページから11ページにかけての3款、民生費、福祉対策費では老人医療件数の増加により、医療費の請求事務手数料を増額しているほか、寄附がありましたので保健福祉センター備品購入費の財源充当及び屈足療護施設備品購入のための補助金を計上し

ております。

12ページをお開き願います。4款、衛生費の予防費ではお年寄り対象のインフルエンザ予防接種につきまして、当初の予想を上回る申し込みがありましたので、関係経費を増額しております。また、寄附がありましたので保健・医療・福祉基金への積立金を計上しております。

13ページに移りまして、清掃費のリサイクルセンター建設費では先月リサイクルセンターが完成いたしましたので、1月から試運転を予定しております。このため、この試運転にかかります委託料を増額しております。

6款、農林水産業費の農業振興費では草の根交流促進事業としてファームイン研究会の看板設置補助金を新たに計上しており、財源は全額道補助金を見込んでおります。

畜産業費では、家畜衛生予防のための設備整備を図るために家畜自衛防疫組合への補助金を増額しているほか、草地更新事業の実績により補助金を増額しております。

牧野運営費では、国の第2次補正予算を受けまして道営公共牧場整備事業の負担金を増額しております。なお、この事業につきましては年度末までの事業完了が見込めませんので、3月定例町議会において繰越明許費を計上したいと考えております。

14ページをお開き願います。林業費の林業振興費では、有害鳥獣駆除事業につきましてシカの捕獲頭数の増加により報償費を増額しております。

7款、商工費では株式会社関木材工業屈足工場が工場誘致条例に基づく奨励金の対象となりますので、必要額の補正をしております。

8款、土木費の道路新設改良費では、広和南通及び屈足旭町通の道路用地取得費を計上しております。

15ページから17ページにかけての10款教育費に移りまして、16ページ、教育総務費の事務局費では高校通学費の補助対象者の増加によりまして、補助金を増額しております。小学校費及び中学校費では寄附がありましたので、屈足南小学校及び屈足中学校の図書購入用として備品購入費を増額しております。保健体育費の体育振興費ではランニングコース用地の取得費を計上しております。

前に戻りまして6ページ歳入をお開き願います。12款、使用料及び手数料ではサホロリバーサイド運動広場及び町民温水プールの使用料をそれぞれ補正をしております。

13款、国庫支出金では国民健康保険基盤安定分にかかる負担金及び公営住宅整備事業にかかる補助金の特例加算が確定いたしましたので補正をしております。

7ページに移りまして15款の財産売払収入では、屈足さわやか団地の分譲地売払及び広和南通の代替用地として町有地の売払収入を計上しております。

7ページから8ページにかけての16款、寄附金では開拓100周年記念事業用として江別市の石川卯佐吉氏、新得町商工会婦人部新得部会から、保健福祉センター備品購入用として近久農夫氏から、療護施設備品購入用として宮崎県の沢口忠義氏・津多子氏から、屈足南小学校及び屈足中学校図書購入用として澤井千代子氏から、保健福祉事業用として工藤礼子氏、小野光生氏、伊藤寿子氏からそれぞれ寄附がありましたので、それぞれ補正をしております。

17款、繰入金では今回の補正の財源調整のため財政調整基金繰入金を減額しているほか、インフルエンザ予防接種の薬剤購入の財源として保健・医療・福祉基金から繰入金を増額しております。

18款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

9 ページ、19 款、諸収入の受託事業収入では国民年金印紙売払代及び売りさばき手数料を増額しております。

4 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正の追加として大家畜経営活性化資金の融通に伴う利子補給を計上しております。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

[ 助役 鈴木政輝君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。6 番、松本諫男君。

6 番（松本諫男君） 14 ページなんですけれども、有害鳥獣駆除なんですけれども昨年大雪だとかあれでたいしたシカあたりが減ったということを知っているんですけれども、これは増額せないかんもんなのかどうなのかこの内訳を知りたいのと、この報償ってという意味でちょっとこの報償ってという意味が、被害者が与えられるという意味なのか、ということは農家がいただけるものではないのかなという解釈するんですけれども、この辺ちょっと2点お伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） お答えいたします。

先日も新聞でなんか頭数が見られなくなったということで、それで今年の11月のエゾシカのライトセンサスがありまして、極地的に調べましたら去年の半分しか生息していないということでございます。それでこれの追加補正につきまして今年の4月からの有害駆除でございますので、エゾシカ移動するものですからその点まだいたのかなということでございまして、今のところですね、頭数は612頭です。実績はですね、これが11年度の10月末現在でございまして、去年ですが10年が872頭でございます。平成9年が687頭ということで10年度から比べれば約3割ほど減少しておりますし、エゾシカライトセンサスの調査を見れば、12年度は更に減少するのではないかなと思っております。

有害駆除につきましてなるべく被害がなければいいわけでありまして、当初予算はですね最低限の頭数でいつも計上しております。それでここ数年、頭数が増加しているわけでございますから残念ながら追加補正、追加補正ということでして、こういうような事態になったわけでございます。ただ、これから11年度、12年度ということになりますとだんだんだんだん減少ということも考えられます。

それから2点目の報償費という直接農家のかたに補てんというんですか。その被害費をやったらどうかなという話でございますけれども、今現在、個人のハンターさんに1頭いくらということでやってございまして、これに北海道のほうでエゾシカ個体管理事業というのが平成10年度から平成12年度でやっています。現在、12万頭のやつを6万頭に減らすということで、それで連動してうちのほうも協力してやっておるわけでございます。平成12年度でその事業は終わりますので直接農業被害のほうの、直接農業者のほうに補償がですか、いくようなことも検討していきたいなと考えております。以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 6 番、松本諫男君。

6 番（松本諫男君） 今、前向きにいただきましたけれども、11月末ということなんですけれども、11月15日解禁になっているんですけれどもね、その辺の有害駆除のあれあたり解禁になってからのも入っておられるのかどうかと。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 実績報告は10月末でございます。11月1日から一般狩猟ハンター、1月31日までということで。612頭というのは10月の締めでございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） 12ページ、インフルエンザのワクチンの申し込みが増えているのでということでの補正なんですけれども、過日の新聞を読みましてもワクチンの偏在ということがずいぶん全国的な問題になっているようですが、新得町においてはそのようなマイナス面っていうのは当面ないのかなのかということが1点。

それからただいまの質問に関連いたしまして、有害獣の駆除ということですので、じゅうぶん今、松本諫男議員さん言われたように、この農家に対する補償というような意味もじゅうぶん含まれているような気がいたします。その点については行政との密接なつながりの中で進めていかなければならないこの有害獣駆除なんですけれども、聞くところによりますと、ほかの地域に比べてその辺のつながりがいまいちスムーズでないような話も聞きますけれども、この点についてはいかがなものでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） インフルエンザの関係についてお答えします。

今回65歳以上のかたを対象にして実施したわけなんですけど、新得屈足合わせまして延べ5日間予定をしております。その間4日間を消化しました。その中ではですね当初400人分の今、今回の補正に入れてみているんですけれども、延べで375人を消化したようなかたちになっています。それで最終が今月の末にもう1回あるんですけれども、今の予想でいけばですねなんとか間に合うのかなというところで、不安はないかなというふうに認識はしています。ただ、絶対ということが今の段階では言えないものがあるので、町内の医療機関で一部ストックしているワクチンもあるようなので、そちらと連携を取りながらですね、不安のないような接種を終わらせたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） お答えいたします。

行政とのつながりということで、さきほどの報償費ということで私のほうで農家とのつながり、それからハンターさんのつながりということでお話ししまして、たぶんハンターさんのつながりのほうが行政との関連でしょうか。いちおう有害駆除に当たりまして例年3月、それからそのたびごとに要領が決まったときに、皆さんに集まっていただいて説明しております。それはあくまでも新得の行政区内ということで新得部会というかたの範囲内でいろいろ説明して協力をいただいております。

ただ、猟友会というのは、いわゆる北海道猟友会というのがございまして、その社団法人に新得支部というのがございます。新得支部といいましても、新得部会がすぐ新得支部でございませんでして、新得の住民のかたの新得部会、それから鹿追の住民のかたの鹿追部会、清水の住民のかたの清水部会という3部会がございます。それでそういう上部団体になりますといわゆる支部との連絡調整だとか、一般ハンターの登録申請とか、そういうことにつきましてはうちのほうはほかの住民との兼ね合いもございまして、つながりが希薄でございます。

ただ、新得部会につきましてはさきほど申し上げましたようにいろいろ有害駆除の規



則だとか、制度変わったとかそういうことについては常に説明もしておりますし、連絡は密にしていると考えております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） ただいまの福祉課長の説明の中で高齢者に対するということで、そこを重点的にワクチン接種という方向が見えるわけですがけれども、特に今までの症状をみましても下痢が続いたりおう吐が続いたりとかということで、乳幼児のほうの心配もすることですね。じゅうぶんにストックがあるような指導してすぐそのようにはならないのかもしれないけれども、じゅうぶんに気を遣っていただきたいと思うわけです。

それから2点目のほうですがけれども、新得支部と新得部会ということで詳しい説明もあったわけですがけれども、名前は新得支部というかたちになっているからには警察やなんかと同じように、やはり上の団体、道ですとか国ですとかの上の団体とのつながりからすれば、やはり鹿追や清水以上に新得との上の、新得の役場と上とのつながりは、ほかの町より重視されるのかな。そのためにこの新得という名前が使われているのかなという気がするわけですがけれども、この辺についてほかの地域よりも希薄だということはありませんか。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） あの、新得支部の業務内容でございますけど、まず3部会の連絡調整、それからクレー射撃の連絡調整、それからお金の配分、それからいろいろさきほどもお話ししましたけれども、いろいろ上部団体から調査が入ってきます。その謝金のお金の配分、それから11月1日から1月31日の一般狩猟ハンターでございますね、その登録申請ということで直接有害駆除とはかなりほど遠いような業務内容と私は思っておりますので、それがなぜ新得支部となったのか恐らくこれは私は推測ですけど、警察があっただとか、当時山に近いから新得の住民のかたが多く占めたと。支部の中でですね、鹿追だとか清水だとか。今現在、新得支部で一番多いのは清水部会の住民のかたでございますしね。そういうことで行政とはほとんどかわりがないのではないのかなと私は認識しております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） それぞれのつながりというところが、スムーズにことを行うためには重要なことだと考えますので、せっかく新得支部という新得の名前がついているし、警察についても新得にあって新得が中心になっているいろいろなつながりを密にする努力をしているわけですので、ぜひ名前に傷がつかないようなスムーズな運営をお願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 14ページと16ページそれぞれ公有財産の購入がございます。だいたい場所は分かっているつもりでおりますけれども、どこが交渉して安く買えたかどうかご質問したいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

道路新設改良費についてお答えいたします。用地取得する部分につきましては売買実例等が既にごございますので、その売買実例からいかに安くしていただけるかということで現在交渉しているところがございますけれども、やはり売買実例があるものですからなかなか難しいというのが現状でございます。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 16ページ一番下の体育振興費の公有財産でございますが、これは今年造成しておりますランニングコース1キロメートルの中でございますが用地を買収したものでございまして、単価につきましては同一地権者のかたのスポーツ芝生広場と同じ単価で買収を行っております。平方メートルあたり750円でございます。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 私はこの交渉した人がこれは購入は安く買わせてもらったっていう自信のほどを2人とも示すのかなって思ったら、こういうふうなことはないんですけれども。

土地購入に関してはですね、私は前にも一般質問したんですが、やっぱり窓口は一つにすべきだと。各課がこのように答弁をされるとですね、その全体の流れが私は分からないんじゃないかなって思います。そこら辺で土地購入はこれからもずいぶんあると思いますけれども、統一して行政の中で土地購入を窓口一本にするっていう考え方はあるかないかお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えをしたいと思います。

今3件の用地の取得についての予算の計上をしたわけでございますが、計画から実施までの間で、その事業にかかわる担当が基本的に用地の選定をしながら価格交渉ということを進めてきております。これからもそういった方向でいかなければならないのかなという感じがいたしますが、ただ、土地の価格については私のほうに書類を持てきますので、町長と相談をしながら町内の全域の土地の一定の評価っていうのがありますから、あまり一概に高くしたり、安くしないようなバランスを見て、一定の金額で交渉に臨んでいただいているところでございます。

一つの課でやるということも方法としてはあるんでしょうが、やはりそのときの事業の説明が満足に行かない場合については、入り口の段階で事業がとんざするということもございますので、極力連携を取りながらですね従前の方法で取り進めていきたいなという考え方であります。以前もこの件については吉川議員のほうからもご質問もございましたし、じゅうぶん頭に入れながら用地の取得についての事務を進めているところでございます。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） 10ページの下の方に14目の百年記念事業費というのがございまして、説明では特定財源として寄附金8万円とこうなっていますよね。それで補正額の財源内訳では一般財源を8万円減らして、特定財源8万円増やすと。こういうことなんです。それで寄附した人がどういう意図で寄附をされたのか分からないわけですが、百年記念事業という大きな中の枠組みの中に入っているから、とにかく百年記念の事業に使ったんだよということが分かると思うんですが、この財源の内訳としてですね、一般財源から特定財源に変わったということですね、もし仮に私がですねこの寄附をした人にはお会いしたときに、あの寄附はどういう方面に使われましたかといったときにですね、一般財源と振り替えましたなんていう話はできないわけですよ。百年記念事業といってもそれではその事業のどういう方面に使われましたかという質問を受けたと仮にしますと、答えようがないわけです。

そういうことで、金額は相対的に見て少ないわけなんですけれども、寄附をした人の気持ちというのを考えると、もう少しはっきりとしたものを回答できるようなものでなければならぬなところ思うんですが、どういう方面に使われたと答えたらよろしいんでしょうか。お伺いしたいです。

議長（湯浅 亮君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

今回の百年に関しましてご寄附いただいた件数といたしましては、12件で680万円ほどになっております。その財源をどういうふうに充当したかというご質問でございますが、開拓者を讃える碑の建立、それと桜の植栽、そばの振興、その他百年記念事業に充当させていただいております。

具体的にですね、この金額をこの事業についてということで今回の場合は申し上げられませんけど、百年記念事業としてですね使わせていただいたということで、ご理解をいただくようなかたちをとってまいりたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番（石本 洋君） いろいろな事業を挙げられましてそれに充当したよということなんですが、実際にこういう3者のものでこういうようなかたちになって出てくるとですね、やはり寄附した人は町の肩代わりをただけかとかこういうふうに取りられがちだと思うんですよね、ですからこれはこれとして将来寄附金に対する取り扱いをですね、もう少し寄附した人の気持ちを尊重しながら取得していただきたいなところ思います。

議長（湯浅 亮君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

寄附いただく場合ですねはっきりご指定いただく場合もございますし、今回みたく百年記念事業にということで具体的なご指定がない場合がございます。それではっきりご指定いただいた場合はそのものをですね購入したり、その事業に充てるような予算組みをするわけですが、今回みたく明確なご指定がございましたので、こういうかたちをとらせていただきました。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 6ページのですね歳入の12款、それと17ページの最後のところ温水プールの使用料についてですが、当初よりも72万9千円減ということで約28パーセント減になっておりますけれども、金額的にはですねこの金額で利用の料金で全般運営していくという考えではないんでしょうけれども、問題は利用動向だと思います。

当初、今年予算では259万5千円の収入見込みで始まったんですけれども、結果的には72万9千円を減らすということなんで約28パーセントの減。問題の利用動向ですけれども昨年と今年の利用状況、更には来年のですね、利用の動向にも関係してくるだろうと思いますけれども、料金とかっていうよりもその利用のですね、促進っていいですかそういったものですね、方策を持っているのか、その点についてお伺いしたいです。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

昨年は7月からということですね、本年は5月からということで単純に比較はできないわけですが、私どもが計画したよりもここに示してございますように残念ながら7

2万9千円減額せざるを得なかったということでございます。プールの関係者も含めまして、内部でいろいろ検討してございますが、いちばんの原因はですね、私どもが考えていたよりも9月、10月の伸びがなかったということで。おかげさまで7月、8月につきましてはですね昨年を大きく上回るような利用がございましたが、それがなかったというようなことでございます。

いろいろ内容分析いたしますと、特に50代、60代のかたにつきましては昨年よりもかなり利用が伸びておりますが、いちばん利用人員の多い小学生が昨年より同月比で割ってしまったというようなことでございます。

これについてはいろいろございますが、昨年の新しかったということで、新しいプールができたというようなそういうことが今年がなかったというようなこともございますし、いろんな事業も9月、10月に集中したということもございまして、これはどういうふうに結びつけていくかと、増やしていくかというようなことをですね、それ以外の年代もそうですけれども、プールをより利用していただくためどうしていいかということをより勉強して、検討を加えてまいりたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。11時20分までとさせていただきます。

（宣告 11時 6分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時20分）

---

日程第7 議案第73号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計  
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第73号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第73号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万2千円を追加し、予算の総額を5億9,141万6千円とするものでございます。

6ページ歳出をお開き願います。2款、保険給付費の一般被保険者療養費では療養費の実績見込みにより増額をしております。

3款、老人保健拠出金では老人医療費の増加により拠出金を増額しているほか、事業費及び事務費拠出金を減額しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思えます。

2款、国庫支出金並びに3款、療養給付交付金はそれぞれ医療費等の伸びに伴い増額しております。

7款、繰入金では今年度の額の確定に伴う保険基盤安定繰入金の増額と今回の補正の財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

8款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第74号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第74号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第74号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ896万8千円を減額し、予算の総額を7,848万3千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。1款、事業費では狩勝高原簡易水道の配水管工事に伴う実施設計委託料の執行残を整理しているほか、工事請負費におきましても管路延長

の短縮などにより事業費を縮小したことに伴い執行残を整理しております。

4 ページに戻りまして歳入を御覧ください。3 款、繰入金では今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を減額しております。

4 款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

[ 助役 鈴木政輝君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 7 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 7 5 号 平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 9、議案第 7 5 号、平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[ 助役 鈴木政輝君 登壇 ]

助役（鈴木政輝君） 議案第 7 5 号、平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 万 1 千円を減額し、予算の総額を 4 億 1 , 7 0 5 万 1 千円とするものでございます。

5 ページ歳出をお開き願います。1 款、事業費の総務費では職員の寒冷地手当の改定に伴い職員手当を増額しているほか、浄化センターの汚泥処分手数料を実績見込みにより減額しております。

前のページに戻りまして、4 ページの歳入を御覧ください。4 款、繰入金では今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を減額しております。

5 款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

6 款、諸収入では消費税還付金が確定いたしましたので計上しております。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

[ 助役 鈴木政輝君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。  
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第76号 平成11年度新得町水道事業会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第76号、平成11年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[ 助役 鈴木 政 輝 君 登壇 ]

助役（鈴木政輝君） 議案第76号、平成11年度新得町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

2ページにまいりまして、収入の変更はございません。

支出についてであります。1款、事業費の原水及び浄水費につきましては、暑さによる使用水量の増に伴う浄水場作業員賃金の増額による補正でございます。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

[ 助役 鈴木 政 輝 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。  
質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。  
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 意見案第11号 帯広畜産大学原虫病研究センターの全国  
共同利用施設への格上げ新設要望に関する  
意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 1、意見案第 1 1 号、帯広畜産大学原虫病研究センターの全国共同利用施設への格上げ新設要望に関する意見書についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 1 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第 1 2 意見案第 1 2 号 ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 2、意見案第 1 2 号、ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 2 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第 1 3 意見案第 1 3 号 J R 採用差別問題の早期解決を求める要望  
意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 3、意見案第 1 3 号、J R 採用差別問題の早期解決を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 3 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第 1 4 意見案第 1 4 号 農業経営再建対策に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 4、意見案第 1 4 号、農業経営再建対策に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

#### 休 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、12月10日から12月16日までの7日間、休会することにいた  
したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月16日までの7日間、休会することに決しました。

---

#### 散 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時32分)

---

第 2 日

平成11年第4回  
新得町議会定例会（第2号）

平成11年12月17日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|---------|---------|
| 1    |         | 一 般 質 問 |

会議に付した事件

一 般 質 問

○出席議員（17人）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 川 見 久 雄 君  | 2 番 藤 井 友 幸 君  |
| 3 番 吉 川 幸 一 君  | 4 番 千 葉 正 博 君  |
| 6 番 松 本 諫 男 君  | 7 番 菊 地 康 雄 君  |
| 8 番 斎 藤 芳 幸 君  | 9 番 廣 山 麗 子 君  |
| 10 番 金 澤 学 君   | 11 番 石 本 洋 君   |
| 12 番 古 川 盛 君   | 13 番 松 尾 為 男 君 |
| 14 番 渡 邊 雅 文 君 | 15 番 黒 澤 誠 君   |
| 16 番 高 橋 欽 造 君 | 17 番 武 田 武 孝 君 |
| 18 番 湯 浅 亮 君   |                |

○欠席議員（1人）

5 番 宗 像 一 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 齊 藤 敏 雄 君 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 高 久 教 雄 君 |
| 監 査 委 員         | 吉 岡 正 君   |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 助 役         | 鈴 木 政 輝 君 |
| 収 入 役       | 清 水 輝 男 君 |
| 総 務 課 長     | 畑 中 栄 和 君 |
| 企 画 調 整 課 長 | 長 尾 正 君   |
| 税 務 課 長     | 秋 山 秀 敏 君 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 西 | 浦 | 茂 | 君 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 浜 | 田 | 正 | 君 |
| 建 |   | 設 |   | 課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 君 |
| 農 |   | 林 |   | 課 | 長 | 齊 | 藤 | 正 | 君 |
| 水 |   | 道 |   | 課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 君 |
| 商 | 工 | 觀 | 光 | 課 | 長 | 貴 | 戸 | 延 | 君 |
| 兒 | 童 | 保 | 育 | 課 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 君 |
| 老 | 人 | ホ | 一 | △ | 所 | 長 | 尾 | 直 | 君 |
| 屈 |   | 足 | 支 |   | 所 | 長 | 高 | 橋 | 君 |
| 庶 |   | 務 |   | 係 | 長 | 武 | 田 | 芳 | 君 |
| 財 |   | 政 |   | 係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 |   | 育 |   | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 | 君 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 健 | 君 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 高 | 橋 | 末 | 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 | 君 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 | 君 |
| 書 |   |   | 記 | 桑 | 野 | 恒 | 雄 | 君 |   |

---

## 開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は欠席届出議員は、5番、宗像 一君の1人であります。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 10時01分）

---

## 日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 1番、川見久雄君。

[ 1 番 川 見 久 雄 君 登 壇 ]

1番（川見久雄君）

来年度予算の編成方針、重点施策について

私の独りよがりな解釈かも知れませんが、本年4月の議会議員選挙後、不本意ながら、微妙な立場におかされることとなり最近までどうしようかとちゅうちょいたしておりました。しかし、気持ちの整理も多少でき、ここに意を決し久しぶりに一般質問をさせていただくことにいたしました。

したがって、おそろおそろといえますか極めて控えめなお尋ねになるかと思いますが、この辺の事情をご賢察のうえ、質問の範囲以上に及ぶご答弁をいただければと存じますのでよろしく願いをいたします。

さて、本題に入りますが、今回は事前通告をさせていただいたとおり来年度の予算編成に当たっての基本的な考え方についてであります。本年も余すところ2週間となりまして、今、庁舎内では来年度の予算編成へ向けて急ピッチでその作業が進められていることと存じます。来年は第6期総合計画の半ばにさしかかり、そろそろ仕上げに向かう段階であり、また、西暦も2000年の大台を迎えるとともに、本町、2世紀のスタートとなる節目の年でもあります。

ここで気持ちを新たにエンジンに再点火し、スタートダッシュといきたいところでありますが、なんと言っても先立つものは財源、つまりお金であります。本年度の町政執行方針の締めくくりといえますが、行政の運営理念として、第6期総合計画を基本に住民生活優先のまちづくりを推進するための施策を講じていきたいと述べられております。

このテーマは、行政の永遠の課題であり命題であろうと考えますが、国家財政はますます危機的な状況を深め、地方自治体の主要な財源である地方交付税が、30パーセントも減額されるとか、町税にしても今日の景気動向では、あまり増収の期待はできないかと思われまして、一方において介護保険制度の導入に伴う新たな経費や健康福祉センター、リサイクルセンターの維持管理費等の固定的経費の支出増も見込まれるところで

あります。

このように二重苦ともいうべき状況の中とはいえ、地方経済の進展や住民福祉の向上、行政サービスの低下を招くことのない事務事業を執行していかねばならないものと考えます。たいへん厳しく難しい状況下での予算編成であるだけに、従前以上に創意工夫を凝らし、事務事業内容の厳正な精査に基づく無駄のないより効率的、効果的な事業の採択と、それに見合う適正な予算配分が一段と強く求められてくるところであります。

このような財政を取り巻く状況の中で、来年度の予算編成に当たってどのような政策理念を揚げ立て、具体的かつ、具現化すべき大きな柱となる方針を持って望まれようとされておられるのか、重点施策と併せてお尋ねをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[ 1 番 川 見 久 雄 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） ただいまの質問にお答えをいたします。

地方自治を取り巻く情勢は、大きな変革期を迎えておりまして、地方分権につきましては平成12年4月から地方分権推進計画に基づき、具体的に進められようとしているほかに、市町村合併という新たな流れが起りつつあるところであります。

一方、長引く景気の低迷により国や北海道の財政は危機的な状況下にあつて、市町村にとりましても、その影響を大きく受けることになると考えております。具体的には本町の歳入の根幹をなす地方交付税交付金が、国の概算要求の段階では前年度対比28.9パーセントの大幅な減額となっており、最終的にはこの後に示される平成12年度の地方財政計画の中で調整されるものと予想いたしておりますが、かなり厳しい状況になるのではないかと考えているところであります。

また、国や道の補助金につきましても、制度の見直しや一般財源化が進められるなど補助金総額が圧縮される中で、その確保も難しくなっているのが現状であります。

歳出面では、地方債の償還費の増向に加え、大型公共施設の完成や供用開始に伴う維持管理費や、新年度より介護保険制度が導入されることに伴い、新たな支出が見込まれるところであります。

したがって、予算編成におきましては経常経費や人件費総額の抑制に努め、更に事務、事業の見直しを進めながらこれらに対処していきたいと考えているところであります。こうした状況の中でありましても、住民福祉の向上を原点に、更に発展するまちづくりを進めてまいりたいと考えており、そのためにも健全な財政基盤の確立が求められてくるものと考えております。

平成12年度は、西暦2000年、また本町にとりましても101年目の新時代のスタートの年でもあります。

新年度は、そうした新時代にふさわしい本町の進むべき道筋といたしまして、町民の健康増進、生活環境の充実、子どもの健全育成と少子化対策、産業の振興、定住人口対策の視点に立ち、限られた財源の中で緊急度や優先度を勘案しながら、新しいまちづくりに向けた予算編成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 1番、川見久雄君。

1番（川見久雄君） ただいま、町長から来年度予算の編成にあたって基本的な取り組み姿勢と申しますか、お考え方についてご答弁をいただき、理解をいたすところであります。

ご答弁にもありましたように、来年度の予算編成にあたっては、たいへん厳しい状況下にあるわけございまして、各般にわたりシビアな見直しが求められてくるものと考えます。そこで、少々具体的と言いますか、いくつかの視点からその取り組み方について再度お尋ねをいたしたいと思っております。

1点目は、10年度に管内自治体として初めての事業評価、事業アセスメントの最終評価をまとめて、本年度から実行に移されてきたものと考えます。その中で、事業の廃止、見直しなどすべきものを含むとされるCランクは、全体の14パーセントとのことであります。これらの中には、各種補助団体の部分もあり、町民、関係者とのコンセンサスを果たすうえで取り進めていきたいとの意向であったかと思っております。その中には、事業内容が交錯しているものもあるやに感じられるところであり、類似団体の統廃合の指導も見直し促進の一つの方法かと思っておりますが、いずれにしても、事業評価を下された案件を徹底して解決していく取り組み姿勢についてお尋ねをいたします。

次に、現在、平成11年度予算が進行中でございますので、去る9月定例会で認定されました10年度の決算結果を踏まえ、歳入、歳出の両面から私なりの考えを交えて、お尋ねをいたしたいと存じます。

まず、歳入についてであります。当面というか、将来にわたって、国、道からの交付金をはじめ、諸支出金に多くを望めない状況、そのような流れの中にあつて、いかに自主財源を確保するかということでありまして。

そこで決算書の数値をもとに申し上げますと、不納欠損額が一般・特別会計合わせて、約190万円、収入未済額が公営企業会計を含めて、約6,350万円になっております。この額は、必ずしも単年度分のみということでないとしても、税金等の公平負担という観点からも、また財政の運用面においても大きな影響を及ぼしてくるものと懸念いたすところであります。日ごろ、収納にたずさわる職員の皆さんがたのご苦労、ご努力には、一定の理解はできるものの、現行の体制では収納率の向上には、限界に近づきつつあるのではないかと考えます。したがって、この収納体制とともに収納業務の在り方を抜本的に見直す必要があるものと考えますが、いかがなものかお尋ねをいたしたいと存じます。

最後に、歳出についてであります。先にご理解をいただいておりますが、ここで予算の流用がけしからんとか、不用額の出ないようすべてを使いきれということではございませんので、誤解のないようお願いをしておきたいと存じます。

さて、平成10年度予算において、一般会計では7次にわたる補正をしており、その中には事業の完了に伴う執行残や、決算確定見込額等から減額補正もいたしております。予算の編成にあたって、行政を取り巻くもろもろの環境が日々刻々と激しく移り変わっており、ましてやケースによっては、1年先を想定しての作業となるわけでありまして、すべてにおいて予算額に見合う決算額というのは至難の技であり、理解できる面がないわけではございません。

しかし、一部分はあるとしても、減額補正をしたうえで、更に流用額が一般・特別会計を合わせて、2,820万円にも達したにもかかわらず、企業会計の600万円余りを除いても、約1億2,830万円弱の不用額となっております。不用額が出たからと

いって、もともともなくなるわけではありませんが、予算編成時において、財源の総額からみて、事業によっては先送り、あるいは必要ではあるが大幅にカットせざるを得なかったケースもあったのではないかと考えます。

したがって、予算査定の精度を高めることによって、これらのケースにも、復活といいますか、採択の余地が生まれてきたのではないかと考えるものであります。財政事情の厳しい状況に中であって、町民の多様なニーズにこたえ、より多くの事業を展開していくためには、釈迦に説法かもしれませんが、ただいま申し上げた視点からも、鋭いメスを入れることが必要不可欠ではないかと存じ、その取り組み姿勢についてお尋ねしたいと考えます。

なお、冒頭でも多少申し上げたかと思いますが、特に歳入歳出の数値については、特別の立場上から知り得た情報ではございません。ご理解をいただいているものと考えておりますが、広く一般に知り得る情報を基にしてということをお願い添えて再質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほどもご答弁申し上げましたように、たいへん、私ども地方自治体の財政が置かれている環境というものが、年々厳しさを増してきているだけに、私どももそれにじゅうぶん呼応しながらですね、厳正な予算あるいはその事業の中身というものを見直しをしながら、適正な予算措置を講じて、住民のいろいろなご要望に、ひとつでも多くこたえうる努力をしていかなければならないと、基本的にそのように考えております。

そこで、ただいまご質問のありました事業アセスメントの関係であります。今具体的に類似団体の統合等の見直しをすべきでないかというご指摘でありまして、ぜひ、私どももそうした観点でどういう見直しが可能かというものを、もう一度見直してみたいと考えているところであります。

本町の事業評価、いわゆる事業アセスメントにつきましては、道内的にも非常に早くこれに取り組んだわけでありまして、見直しの状況でありますけれども、いちおうCランクと認定した事業につきましては111件ございまして、そのうち既に見直しを実施したものは65件であります。それを金額に換算いたしますと、約5,700万円という数字になっておりまして、そうした見直しをしたことによって、これからの新しい行政需要に対応できる財源が捻出できたものと認識をいたしているところであります。

残りの未実施の事業もあるわけでありまして、これらについても、住民やあるいは各団体等の理解を得ながら進めなければならないものでありまして、今後ともそうした理解を求めながら、順次そうしたものを見直しをして進めてまいりたいと考えております。また、この時代の流れに合わせて、今後におきましても、その他の事務事業につきましても、引き続きそうした事業の再評価を進めていきたいと考えております。

次に、決算結果からの自主財源の確保ということで、収納対策についてのお話があったかと思えます。税負担の公平性、あるいはまた財源の確保という面から、税の収納対策は極めてたいせつな仕事であると考えております。そうした面で日ごろ鋭意努力をいたしておるわけでありまして、残念ながら最近の厳しい経済環境下、そうした中で自己破産だとか、あるいは大口滞納というふうなものも生じておりまして、そういう面では税のあるいはその他の町の収納金に対する収納対策については、苦労しているのが現実であります。



そこで、私どもは、税、その他の収納対策については、一つの係だけの問題ではなくて、課を挙げて取り組むと、その他の使用料等につきましては関係課を含めてですね、年間4回ほど収納対策会議を開催をいたしまして、その期間を強調月間として、お互いに税務課を中心にしながら連携をとって収納対策に努めている状況であります。今後とも、そうした面で粘り強く納税義務者等の理解を求めながら、そうした対策に努めてまいりたい思っているところであります。

また、不納欠損処分の問題であります。これは時効が完成して、なおかつ、この納税する経済的な能力を持っていないという場合について、やむなく不納欠損処分に付するわけではありますが、これについてもですね、さきほど申し上げましたそこに至るまでの収納対策をじゅうぶん講じながら、できるだけ不納欠損に至らないように、努力していかなければならないと考えているところであります。

また、歳出の問題であります。確かに、今、川見議員ご指摘のとおり、私どもも予算編成の中では、3つの段階を経て予算編成が完了するわけであります。第一義的には、担当課で自主的な査定をも含めて、予算原案を出していただくわけでありまして、そのうえで企画調整課長が、実務的にその中身についてですね、予算の審査をいたします。それを経て助役が更に政策的な要素も加味しながら、なおかつ厳しい査定をするわけでありまして、そのうえで最終的には町長の予算査定という、3段階を経てこれが行われております。

しかし現実の問題としてですね、予算編成以後における情勢の変化、あるいはその当初予算編成する時点での、これは結果として、じゅうぶんな積算でなかったというケースも現実に見受けられるわけであります。できるだけ予算編成の精度を高めると同時に、年間を通して何回か補正をする機会があるわけありますので、そうした中でその後の情勢変化によって不用額が出ると見込まれるものについては、やはり適正な予算措置をしていくことが私も必要だと考えております。

今、そうした平成10年度の決算審査、あるいは決算意見を踏まえてですね、来年度からその整理の仕方の方法を若干変えてですね、今、ご指摘のあったようなことができるだけ少なく済むような、新たな対応策を講じてこれに対処してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 6番、松本諫男君。

[ 6 番 松 本 諫 男 君 登 壇 ]

6番（松本諫男君）

屈足ダム建設による農地の湿害状況と対策について

初めての一般質問であります。たいへん緊張しておりますのでなにかとご無礼なこともあろうかと思っておりますけれども、ひとつよろしく願います。

それでは始めたいと思います。

平成11年度定例第4回一般質問に1点2項目についてご質問させていただきます。

屈足ダム建設による農地の湿害状況の対策についてであります。このダムは電源開発株式会社が発電と農業用水への利用を目的とし、十勝川屈足32号付近に昭和59年8月から昭和62年7月の3か年の期間と、総工費約130億円を投じ完成されたと同

っております。

周辺のダム湖畔には広さ約5ヘクタールの公園が造成されて、その中には遊歩道、木の植栽、休憩所、芝生とよく整備されその後の管理もよくされており、日本庭園を散策するような安らぎを覚えます。町としても観光方面での宿泊施設、パークゴルフ場等整備に力を注いでおり、今年からは民間業者によるウォータースポーツでありますラフティング、カヌーの事業も展開されほんとうに脚光を浴びているダム湖であります。

反面、屈足の東側の農地には乾燥地であり新得町では1等地ともいわれておりますが、ダムが完成され、ここ数年は湿地帯となり非常に悩んでいる農家が数戸あることも事実であります。私は水と土地の因果関係は素人であり全くわかりませんが、その道、農業を何十年も経験されているかたからのお話しでありますので、今回2点について質問させていただきます。

1点目ですが、町としてはこの実態をどのように把握されているのか。

2点目については、当時、当事者による解決がいちばんと思われそうですが無理と判断されますので、事実究明に対しダム所有者である電源開発株式会社に、町として地域の確認調査の要求をすることが可能かどうか2点についてお伺いします。町長の前向きな見解とご理解ある考え方にご答弁をお願いいたします。以上です。

[6番 松本 諫 男 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤 敏 雄 君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。

今、松本議員からご質問ありましたように、屈足ダムにつきましては完成以来新たな本町の観光スポットとしての大きな役割も果たしていただいております、たいへん有り難いと考えております。

そこでご質問のありました、1点目の屈足ダム建設後の下流周辺農地の湿害状況の実態についてでございますが、ご承知のとおりこのダムは、発電と農業用を目的に昭和62年に完成したところであります。

その後、平成5年にダムの湛水が下流地域の農地の地下水位を押し上げる湿害を発生させたと思われるのでその原因調査をするよう周辺農家のかたがたが、電源開発株式会社に申し入れをしたところであります。

また、これとは反対に地下水位が逆に下がったという現象も出ておまして、農家のかたがたからの調査の申し入れがございましたが、なかなか取り上げていただけなかったといういきさつがございました。

そこで平成8年に、町として地下水上昇調査に関する要望書を電源開発株式会社に提出をいたしまして、調査の申し入れをしたところ、その年の雪解けの乾燥期に、ダム下流周辺農家のかたがた、電源開発株式会社、帯広開発建設部、地もとの農業協同組合、そして町の合同によりまず現地調査を実施いたしました。

しかしこの年は、全町的に断続的な降水にみまわれまして、湿潤冷害の年となってダムによる地下水位上昇の因果関係がそのときは明確に判明できなかったところであります。

これとは別に翌年、当該地域に第1号排水路の明きょ工事を国営農地再編整備事業で着手をいたしまして、この工事によって周辺農家の良好な排水を期待し、平成11年3月にこの工事が完成したところであります。少し長くなりましたけれども、以上がこれ

までの実態と経過であります。

次に2点目の電源開発株式会社に対する、地下水上昇原因調査の要請につきましては、今までの経過と調査費用や調査方法の難易性もありますけれども、明確な因果関係が判明するように町としても再度申し入れしていきたいと考えております。

また、この国営農地再編整備事業は、排水路の末端地権者との調整がつかないという問題を抱えております。したがって、当初計画を一部路線変更して排水路を実施したために、その点が下段地域の湿害を解消できないなんらかの要因になっているのかもしれないと考えているところであります。。

今後、事業主体の帯広開発建設部と現地状況を協議し、今以上の良好な排水結果が得られるという、技術的な判断が得られましたら、地域住民の地権者のかたがたのご協力をいただき、当該排水路の見直し工事を要望していきたいと考えておりますので、ご理解を賜わりたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 6番、松本諫男君。

6番(松本諫男君) 前向きなご意見ありがとうございました。

私はこのダムの湿害に関する一般質問であります。これは屈足地域の四半世紀前からの屈足地帯の水田永久転作により地下水が下がったという経過からちょっと言わせていただきます。

昭和46年から始まった屈足地域の水田永久転作により地下水が下がり、冬期、冬場2月、3月にかけてあちらこちらで井戸水がかれたという話から、その後、昭和58年から61年屈足地域営農用水路が導入され、工場、飲み水、家畜等の水に関する解消はついたんであります。また一方、さきほど言われたダム建設が59年から62年にかけて建設されたと。そういうことで、今、そのような現象が起きているということでございます。

また、平成6年から12年にかけて国営土地改良工事による、明きょ排水だとか暗きょ排水、除れき等を進められておるわけでございますけれども、やはりダムが出来たということで地下水が上がり、このような現象ができていらないかということでご質問させていただいたわけでございます。

やはり、なんらかの影響があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) 私自身も屈足地域の下段のかたがたから、従前しけらなかった土地がしけてきたというお話を聞いておりました。したがってさきほど申し上げたような一連の動きをしてきたわけであります。

しかし、残念ながら完全にその因果関係を特定することができなかったということで、できるだけ早くですね、そうした問題の解決にあたって地域のかたがたが安心して営農ができる状況を作っていきたいと考えております。

しかし、この問題につきましては、一部地権者との関連を含めて、私ども行政が及ばない別な事情も存在しているとお伺いをしておりました。それだけにそうした問題解決に難儀をしているということでありまして、ぜひ急がれる問題でもありますので、本年、帯広開発建設部のほうでですね、今、置かれている状況の中で技術的にどうクリアすれば問題解決するか、そうした点をじゅうぶんに相談していきたいと、このように考えて

おりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

[ 3 番 吉 川 幸 一 君 登 壇 ]

3番（吉川幸一君）

1．町村合併について

平成11年定例第4回一般質問に、2点についてご質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしく願いをいたします。

1点目は、町村合併についてでございます。

新聞紙上、報道などで最近合併の話が出ておりますが、町民のかたがたはこの問題にたいへん興味深く、どのような展開をしていくのかとと思っている人はたくさんおられます。また、逆にどのような展開をしていくのかと心配をしている人もたくさんおられますし、お話を聞かせていただいております。

銀行から始まっているいろいろな業種の大企業が合併、リストラを連日テレビ等で報道をされ、またこれからの合併がどんどん進んでいく企業も数多くございます。新得町でも森林組合、商工会なども合併がひよっとしたらあるのではないかとささやかれているところでございます。

町村合併は私個人としては過日の議員協議会で国、道の動向、町の取り組み方などを聞かせていただきましたが、議員として町民のかたがたに知ってもらうためにも、この問題を取り上げて一般質問をしたらどうかと、このように思い、再度、新得町として、また、合併話に対して町長としての考え方を聞かせていただきたい。

また、町が設立した町の研究会としてはどこまでこの合併問題をシミュレーションされて研究をするのか聞かさせていただきたい。ご答弁のほどをよろしく願いをいたします。

2．企業誘致について

2点目は、企業誘致についてでございます。

最近の経済はテレビ等では下げ止まりとか緩やかな上昇などと発表されております。また、平成12年度の予算も公共事業を今年と同じようにとの話も一方では出ております。だが、企業はリストラと撤退、また設備投資は当分ないのではないかとと思われる今日このごろでございますが、新得町としては畜試、三ツ輪ヒューム管、アウトドアなどがここへ来て新得町に進出をされ、屈足の施設が出来るに伴っての分譲地も最近家は建ってきております。

誘致企業に対しての取り組み方、対応などを見ていますと、すばらしいのではございますが、今の課の体制ではこれからの新得町においてはすばしいかたちではないのではないかと私は思われます。各町村誘致に対し少しおとなしくなっている中、新得町としては声高々に話題を提供されてはいかがかなど。

また、この誘致に対しての支援制度に対してもお聞かせを願いたいと、このように思って一般質問をさせていただきました。以上2点についてご答弁のほどよろしく願いをいたします。

[ 3 番 吉 川 幸 一 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

市町村合併につきましては、国の地方分権推進委員会の第2次勧告におきまして積極的にこれを推進すべきとの考え方が示され、これを受けて市町村の合併の特例に関する法律が地方分権一括法によって改正されたところであります。この合併特例法は、地方交付税算定の特例、あるいは合併特例債の創設など財政措置の拡充を図り合併誘導策を盛り込んだ、平成17年3月31日までの時限立法として制定されたところであります。

合併に関連いたしまして一部には現在3,200あまりある全国の市町村を300程度にすべきでないかという意見や、あるいは当面は1,000程度に目標をすべきだといった主張や意見もあるようであります。自治省も、既に市町村合併推進本部を設置し、平成12年の早い時期に各都道府県に対しまして、市町村合併推進要綱の制定を要請しているところであります。

この中には、すべての市町村を視野に入れて合併することが適当と考えられる合併パターンを、地図上に示すように指示をいたしているようであります。

一方、自治省の指示を受けた北海道では市町村合併推進要綱検討委員会を設置いたしまして、合併の必要性、あるいは合併パターン等の検討、また市町村長の代表者等のブロック別意見交換会が執り行われております。

合併パターンの作成手順といたしましては、市町村間の距離が40キロメートルで1時間程度の範囲内にある市町村の組み合わせをしようとするようでありまして、峠や河川等の地形上の交流が難しい市町村を除外して、通勤や通学圏、医療圏、商業圏など住民の日常生活の状況により作成しようとしているものであります。平成11年度中に合併パターンを含めた素案を作成し、平成12年中には、合併推進要綱を決定するものと思われま。

このような状況の中、本町では、10月15日に庁内行政課題研究会を設置いたしまして、合併に伴うメリット、デメリットなど合併の課題について研究をさせているところであります。この研究会におきましては、どこまで掘り下げて最終的な結論を出すかということは、今の段階では具体的に申し上げることはできませんけれども、今後の国の動き、それから道の動き、あるいは十勝管内的な動きというふうなものをじゅうぶん参酌しながらですね、自立をするとすればどういう方向が目指せるのか、あるいは合併をしたらどういう問題点が残ってくるのかというふうなことを、総合的に可能な限りもっと掘り下げてですね、検討していきたいとこのように考えております。

合併という大きな問題でありまして、これはそれぞれの市町村に歴史的な経過もありますし、また、個性あるまちづくりを進めてきたものが、合併によって地域の特性が薄れたり、また当然のことながら行政サービスの低下や住民自治の意識の低下なども考えられ、将来にわたる地域の在り方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄だと考えております。

町の考え方といたしましては、最終的には町民が判断をする極めて重大な事項と考えますが、私は地方自治の本旨に基づいて自立を原点に今後の在り方を模索していきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、企業誘致についてであります。

今、国内、道内の社会経済状況は、バブル経済の崩壊が引き金となって、長期不況に

陥っております。企業倒産や経営不安あるいは民間投資の低迷、更にリストラなどによる失業者の増加などたいへん厳しい状況下に置かれております。

こうした状況下にあっても本町におきましては、一昨年立地いたしました三ツ輪ヒューム管株式会社新得工場は、順調に事業が取り進められておりまして、今年には社員を増員して対応したとお聞きしておりますし、今後とも堅実な事業運営をされることを期待しているところであります。

また、昨年と今年ですね、相次いで開院いたしました整形外科や歯科医院も順調なスタートを切っておりますし、あるいは、新得の新たな魅力の一つになりつつありますアウトドアスポーツに関わって、2業者が会社を設立するなど新しいビジネスに向けて進んでいるところであります。

更に、雲海酒造株式会社北海道工場が、明年から工場増設に向けて、いよいよ工事に着手することとなっておりますし、また、企業ではございませんけれども、道立新得畜産試験場の再編整備が進められ、明年4月1日から再編がスタートすることになり、屈足には身体障害者療護施設が同時期にオープンすることになっております。

また、現在、十勝に工場建設の計画を予定されております企業に対しまして、本町への誘致に向けて接触を図り、努力をいたしているところであります。このように本町にとりまして、いろいろなかたちで明るい話題があることは、たいへん有り難いことと感謝をいたしております。

こうした企業の立地に際しましては、企業立地の内容によって、役場組織の連携を密にしながら、役場庁舎全庁挙げてですね、協力、支援体制をとりながら進めているところであります。

一方、立地企業に対しまして、制度上の条件がありますが、低工法や工場誘致条例による固定資産税や、不動産取得税、事業税などの免除がございます。また、町独自の地域振興事業補助金交付要綱に基づき、投資額や雇用数などにより最大1,000万円の助成、更に、ふるさと融資制度による資金の一部無利子など、国や道あるいは町独自の優遇制度を活用して積極的に支援対応いたしているところであります。

この間、企業誘致にあたっては、町民各位からの情報をはじめ特命大使、東京ふるさと新得会、札幌新得会、更には町出身者などいろいろなかたがたに情報の提供をいただき、あらゆる機会に町の持っている地理的条件や優遇制度について積極的に情報を発信し、多方面にわたって情報収集をしてきたところであります。

今日的な社会経済情勢下から、たいへん厳しいものもあるわけではありますが、今後とも現行体制をじゅうぶん生かしながら、企業にアピールできる町独自の優遇制度の見直しを図るとともに、本町の資源を活用できる産業、あるいはベンチャー企業等の誘致を含めて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

議長(湯浅 亮君) 3番、吉川幸一君。

3番(吉川幸一君) さきほど控室で笑われたんですが、最近おとなしいもんですから舌の回転が思うようにいかないのではないのかなと。同じようなことを何回もしゃべるかも知れませんがご了承のほど、再質問をさせていただきたい。

企業誘致でございますが、いろいろと町も、町長としても、またこの10月15日に設立された研究会としても、どのようなかたちに最終的にいくかと模索をされながらの時点でのいちばんいい方法を取られているだろうと。そのようには思って再質問をさせ

ていただくんですけれども、私個人の町村合併における新得町の立場というのを再質問で、またこのようにしたらいいんじゃないかなと思うものを質問させていただきたい。

最近、新聞紙上で見せていただくのですけれども、新得町の財政は十勝管内このところ新聞で2回ほど発表になっておられましたけれども、財政的には非常にすばらしい町村だと。これは私もその新聞を見て誇りに思っているところでございます。だが、町村合併の話がなければこの新得町はどこへいっても、議員の交流会でも十勝管内どこへいっても新得町が一番だ。声高らかに話しをできたわけでございますが、この町村合併ができてから私の考え方もちょっと、じゃあ、財政だけがすばらしい町村であって今後の町村合併に対応できるかな。ちょっと疑問に感じるところもあるものですからお聞きしたいなと。

さきほどの協議会で、合併すると10年間はそのままのかたちと。5年間でとうたして、合併した町村が金額が元どおりになる。そうしたら合併しなかった町村はどうなるのか。補助金が10年間は辛抱できるけれども、みんなが合併した後は、じゃあ半分以下にやっぱりなるんじゃないかなというのが私の考え方から、この再質問はさせていただくでございますけれども。

私、研究会でさきほどいろんなかたちでシミュレーションがどうだ、まだいろんな分野では検討しているけれども、最終的にはまだ検討できないと。これはしたらの問題だからそうかなって思うんですよ。

今ですね、本町がよその町村が対等合併でいって、新得町が置かれた場合、最終的に置かれた場合、もう、したらですから非常に難しいんですけれども、他町村が他町村同士で合併をしていって新得町が置かれた場合、新得町の財政が今の半分くらいにアメとムチでがんがん押さえられてきたときにですね、そのときには合併した町村に編入をしていく。この編入をしていくとなると、新得町としての今、開基100年を終えたばかりのものがズタズタにされるのかなっていう心配もございます。

新得町がですね、研究会でどこまで研究していただけるかっていうのもありますけれども、最低限、本町が他町村と合併をしてもこの本町に本庁を持ってくると。こういうシミュレーションの発想は発表しないでもいいから絶対にしていただきたい。ではこの新得町が本庁になるっていう発想からいきましたら、今、他町村と比べて新得町はこれがいちばん優れているっていうものは、今のところ私はないように見える。

役場庁舎はやっぱり他町村のほうがちょっときれいでりっぱかな。そうしたら財政を使わないようにやるんだったら、役場庁舎は合併した町村のほうに本庁を持っていけば国は財政を使わないわけですから、新得町のこの狭いところでは本庁になりうるものがないんじゃないのかなと。文化施設、文化施設もなに一つ今の現段階では他町村と比べて新得町が一番になってるっていうものは私はない。

すばらしいものはあります。プールにしても新得町のプールはすばらしいと。でも新得町は8億、鹿追は10億、どの面に関しても、じゃあ本町を拠点にシミュレーションをおいたときには本庁になるうる、やっぱりそれなりの施設を、さきほど川見議員が言われた第6期の総合計画の後期の中の見直しの中に、受け入れ態勢も視野に入れた設備投資が、財政とはまた逆に必要なんじゃないか。

平成17年度って言われてますけれども、みんな総論は賛成、各論は反対でいくと思うんです。私も、この町村合併が本格的に進められていくときは、私はこの場で質問なんかする場合でなくて、新得町の外野席から議員の人にがんばれ、役場の職員の人にが

んばれって言っているのではないかなと。私の目の前にいる職員の方がたも半分はこの合併話が進められたときは、もうこのOBとして町村合併をがんばれって言っているのではないかなと思うんです。

今まで財政ばっかしすばらしいって中で、この町村合併の展開しだいでは、私はよその町村よりも財政状況をよくしながらできる範囲以内で財政を使う。そして本町が本庁になりえるシミュレーションをこの研究会でやっていただきたい。それにはやっぱり町長さんをはじめとしてですね、役場の四役は少なくともこの研究会では今の時点で力を発揮していただく。それにこの新得町民のですね、歴史あるものを町民の動向をどうとらえていくか。また、どういう意見のまとめ役をするか。これはやっぱり研究会で行われるべきだと、私は思っております。

こちらを私自身の心配で今しゃべりましたので、ひとつご答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

企業誘致に入らせていただきます。7年前になりますか。私が企業誘致なくして町の発展はない。このように一般質問した後、再質問で企業誘致の問題についてはしゃべらせていただいたことがございます。

私は議員になって終始一貫、やっぱり企業誘致なくしては町の発展はない。企業誘致とそれから地場産業で活躍しているこの企業を守って、この新得町を支えていければなとそのように思っておりますが、今の課の対応は向こうから話を、病院ですとか歯科医院ですとか、町が研究をして努力をされて向こうから来ていただいたという企業、この町の努力も認めます。

でも、企業誘致としてでは、町がいっしょうけんめい努力をしてってという対応は、今の課の中では役場の庁舎内では、しゃべりはできるかも知れんけれども、私は出た企業に対してのいろいろな努力これは認めています。でも、企業を来てくださってという努力に対して、今の課では体制はあまりにもおそまつすぎる。私はそのように思っております。

昔の企業誘致はですね、お宅のほうに企業を進出する。新得町で企業として私のほうはあなたのところに工場は建てますけれども、30人なら30人の人数、20人なら20人の人数を賄ってください。このようなおまけも付いている。その当時は人数の確保ってというのは非常に難しかったもんですから、その企業誘致っていうものに対しては、できるだけ会社でその人数を賄ってもらいたい。大々的な企業誘致もできなかったと。

今は、募集をかければよその町村からいくらでも人数はある。ですから企業さえ来ていただければ、その人数を新得町でまとめられるか、一般公募したときにたくさん人が集まっていただけ。私は確信しているんです。だから今の企業誘致は、新得町に企業が進出していただければ、私は人数の面とそれから地域で働く雇用の面でも活躍できるかなと。残念ながらこの再質問に対して、このようにしたら企業誘致ができるって、私の確たる信念がなく一般質問したもんですから、本来のこの一般質問からちょっと私は、残念ながらこうやったら企業誘致ができるっていうことできないもんですからね、あんまり声高らかに話ができないんでございますけれども、やっぱり十勝の玄関口、この交通の拠点だ。これはもう絶対条件ですばらしいことだ。

受け売りでございますけれども、食について、住について、環境について、それからその情報、今ご答弁でいただいたベンチャー企業について各分野ごとにですね、いろいろな情報を発信して、そして特命大使、それから今言ったふるさと東京札幌会、これ以外



にですね、町が新得東京会とそれから新得札幌会、これ以外に新得町出身の人は全世界にいると思う。いろんなかたちで、また、町としては人材がどういうところにどう働いているかっていうのを、僕はまず調査すべきだ。

ふるさと東京会に入っている人がたはこういう職業に就いていますよ、こういう職業に就いてますよというのはわかるけれども、その会に入っていないで日本で活躍している人は数限りなくいる。私の同級生だって大学の教授やってる人もいる。いろんな研究して今回のNASAでピャッと宇宙に飛ばす金属を研究している人もいます。

ですから、この企業誘致は目に見えないところで活躍している人と、対談をしながらその努力をしていた。そうするものを専属にやるには、今の課ではなんか企業誘致課っていうのはどこにあるのかなと。もうほかの対応はすばらしいけれども、企業誘致っていうのは、おざなりにだれがやっているんだらうって言ったら、ここの課ですよって小さい名刺一枚になるのかなって思います。

企業誘致課の職員の人の名刺には企業誘致課なんていう肩書きにはなっていないって思っています。今だったら、雇用がたくさん募集すれば来ていただける時代になっていると思います。こうやれば企業が来てくれるっていう意見もなく、私はこうやったらどうだ、ああやったらどうだってしゃべってますけれども、再度ですね役場の中身も企業誘致っていうものに、皆さんがた優秀な頭を持っているんですから、私よりもすばらしい、このようにしたら企業誘致ができるんじゃないか。専属に考えさせてやっていただければ、まだまだ企業は来るのかなって思っております。そんなんで2点長くなりましたけれども、再質問させていただきます。ご答弁のほどよろしく願います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） たいへん力強いご質問でありまして、私どももそうしたご質問の期待にこたえて努力をしていかなければならないと考えております。

1点目の町村合併の問題であります。この町村合併というのは、やはり地方自治の根幹を揺るがす重大な問題だと考えております。したがって、今後の在り方については、私は慎重にこれについては対応していかなければならないものと思っております。

最終的には住民の皆さんがたが、どの道を選択することによって町民の幸せなり、より以上の福祉が確保できるのかというふうなことも含めて、今後ともこの問題を慎重に考えながら対応していきたいと思っております。

そこで、これだけ大きな問題でありますので、町村合併とはなんなのかということも含めて、これから町民の皆さんがたに、いろんな面で情報提供をしていかなければならないと考えております。そして、いろんな場面で将来の町の在り方というふうなことについて、議論を深めていく必要があるものと思っております。

そうした合併をにらんで、ある程度方針を変えて対応をしていってはどうかというふうな意味合いのお話がありました。私の個人的な頭の中には、そのことも頭には入っているわけでありまして。しかし、たぶん合併というのは今すぐの話でなくて、もっと先の話だと思っております。したがって、それだけに今後の動向というものをじゅうぶんにならみながら、そしてまた、どういう状況下になったとしても、町としてはそうしたいろんな施設その他の整備を進めることによって、結果としてよかったという状況を作り出していかなければならないなとそんなふうを考えております。

したがって、今後ともあまり町民の皆さんがたに、将来に向かって大きな負担をかけないでそうした受け皿といいましようか、必要とされる施設の整備といいましようか、

そういうようなものに取り組んでいく必要があるかなと思っているところであります。

いずれにいたしましても、今十勝管内の半数以上の町村が、財政的に非常に困難を極めているということが過般の新聞で報道されておりました。それだけにこの財政をあまり急激にきつくいたしますと、そこから先の問題ということがございますので、これからの在り方については、私どもも議会の皆さんがたともいろいろ相談をしながら、取り進めてまいりたいと思っているところであります。

今のご質問に、明確に、まだ現段階ではお答えする状況ではございませんので、吉川議員のお気持ちを受けとめながら、今後に備えていきたいと思っております。

それから、企業誘致の問題であります。ご指摘のとおり、企業誘致はやはり町の活力なり、将来発展する一番大きな原動力になっていく事柄だと考えております。今までも大きな企業の誘致というふうなことまでは至っておりませんが、小さなものも含めて、非常にいい状況を迎つつあると考えております。

併せて、本町の定住人口が来年に向けてかなり大きく増えていくと予想をいたしております。そうしたことにですね、勢いを借りながら次なる発展、方策というものをこれから打ち立てていきたいと思っているところであります。

その一つには、当然のことながら、そうした企業誘致の情報をより数多く収集してですね、具体的な接触を図りながら、一つでもその見通しを立てていくということが大事だと思っております。その手法につきましては、いろんな人材の活用というものが大事だというお話でありまして、私もそのとおりだと思っております。

よって、そうした来年へ向けて定住人口が大幅に増えるという状況を迎えているだけにですね、なんとか新たな企業誘致にも、具体的に挑戦していけるような対策をとるべく、今、内々相談いたしております。

職員体制がどうかという問題もございますので、しかし反面ですね、全体像の職員の総数というのは年々圧縮を図りながらの職員対応でありますので、どこまでなにができるか、もうちょっと検討しなければならないわけではありますが、いずれにいたしましても、役場というその組織機構全体を動かせばですね、私は大きな力を発揮すると考えておりますので、よってその窓口をベースにしながら、今後より広い情報の収集に努めて、そうしたものが一つでも実現するように努力をしていきたいと考えております。

また、定住人口の問題につきましては、やはり帯広圏辺りまでは本町からの通勤圏であるということも頭に入れながらですね、そうした定住人口の拡大にも、引き続き努力をしていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、この町の活力と言いましょうか、そういうものをどうしても高めていかなければならないと思っております。そうした視点でこれからも、なおいっそう努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） ご答弁はいりませんので、ただ私の一方的な。

また、一般質問をさせていただくというのは、なかなか、また機会がないのかなと思うから、思わず3回目も手を挙げさせていただきまして、再々質問でございますけれども、ご答弁はいりません。

町村合併はですね、私の願い。本町が本庁になると。これに向かって進んでいただきたい。また、その企業誘致はですね、病院、歯科医院等比べたら町長が言われたように、

新得町には勢いがある。これは私も感じております。ですから、職員数の問題もあるのはわかりますけれども、私の意見もちょっとは聞いていただきたい。なんか改善されるような話でなかったものですから、私の意見もちょっと聞いていただいて、企業誘致には、今の勢いを失わないでいただきたい。このように思って、再々質問を終わらせていただきます。

---

議長（湯浅 亮君） 11時30分まで暫時休憩をいたします。

（宣告 11時20分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時31分）

---

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

[16番 高橋欽造君 登壇]

16番（高橋欽造君）

北広場駐車場について

1900年代最後の年も、後2週間、そして2000年の幕が開かれます。21世紀まで後1年。新世紀への移行を繁栄と発展の姿でというのが、だれしもの願いだろうと思います。しかし、現実には厳しい状況であります。我が町、新得町にとっても、地方分権、町村合併等と様々な難問を抱え状況を複雑にして厳しさを増幅している状況だと思っております。ただ、このような時代だからこそ、英知を結集して問題にあたることにより、道は開かれるものと確信をしているところであります。

さて、本題に入ります。次の点について斉藤町長の所見をお伺いいたします。駅北広場のことであります。この広場は7年ほど前になると思いますが、イベント広場として開発され、多くの町民から親しまれ、ようやく定着してまいりました。この度、駅周辺駐車場の狭あいから、苦情がかなりあったと聞いておりますが、併せて近隣、清水町、芽室町等が駅周辺開発に伴い、周辺整備と駐車場の管理をされております。この対抗策としてと言ってもよからうかと思っておりますが、これらの問題を解決するために、町は北広場再開発委員会、委員長小沢信二さんのもとに、これらの検討を依頼されました。検討委員会の結果は、諸事情勘案の結果、駐車場切り替えやむなしとのことであったと聞いております。私は、決してこの結果について反対するものではありません。

しかし、ようやく定着してきたイベント広場であります。町長はおそらく、イベント広場と駐車場との併用をお考えのうえで、駐車場をお造りになるというように思いますけれども、この点について町長のお考え方をお伺いいたします。

また、この駐車場、どのような施工のもとで、どんな駐車場にするのかも併せてお伺いをいたします。ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

[16番 高橋欽造君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。駅前北広場につきましては、高橋議員もご承知のとおり、取得以前から商工会に駅前北広場再開発委員会を設置いただき、利用方法、施設の整備についてご意見をいただいております。その結果、平成4年6月に、国鉄精算事業団から各種イベント等の会場、憩いの広場などの多目的広場を造成する公園用地といたしまして取得のうえ整備をし、今日に至っているところであります。

お尋ねの駐車場構想であります。現在、駅前には南側駐車場が56台、北広場に隣接する北側の駐車場に50台と、合わせて106台収容できる無料の駐車場を設けているところであります。しかし、利便性の高い新得駅利用者の駐車が恒常化いたしまして、常時、満車に近い状態でありまして、道路や通路など駐車場外に駐車する車両もピーク時においては45台以上を数えるなど、たいへん混雑をいたしているところであります。

これらの混雑解消と利用者の利便性を向上させるために、内部検討を行いまして、北広場を芝生広場から駐車もできる多目的広場への見直しをしてはどうかとの考え方を、商工会にお示しをいただきまして、ご意見もいただきながら、新年度において改修に着手する準備を進めているところであります。計画は当面、北駐車場に隣接する南側の部分、1,300平方メートルをアスファルト舗装化し、新たに65台を収容する計画であります。一部には全面舗装をとの意見もありましたが、それについては今後の推移をみてまいりたいと考えております。

〔町長 斉藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） たいへん乗降客の不平と言いましょうか、苦情もあつたやに聞いておりますし、せつかくあれだけ空いているところがございますから、駐車場にすることについては、なんら異議を申し立てるものではございませんけれども、ただ、やはり多目的利用という約束のもとで、あれは購入されたやに聞いているわけでございます。特に私は商工会のいろいろなイベントのときに、いちばん心配するのはなんといつても天候かなと。天気によって左右されるイベントというのが、非常に多いのではないかというように思うんですね。

そういったことから、精神的、そういう苦勞というものを、これを解消するためにはどうしたらいいのかなというようなことも考えていたわけでございます。それは、やはりなんと言っても全天候型ですね、大きなことを言いますと、ドーム型のイベント広場というものを造ったらいいのじゃないだろうかと、こういうようなことをかつて、私は主張したことがあるんですけども。なんといつても、なかなかそういう大規模なですね、物というのは、いろいろ弊害があるというようなことですね、今日に至っているわけでございますけれども、こういういい機会でございますから、ぜひともですね、イベントありきで、そして駐車場を利用されるような、考えを持っていただければありがたいなと。

ということは、今の町長のご答弁ではですね、やはり45台から60台近い車が、あふれているということで、この対応として、1,300平方メートルの所をアスファルトでもってということでございますけれども、私はやはり、これだけ町民のみなさんに定着されたイベント広場と言いましょうか、あの広場でございますから、そういうイベント広場が薄らいでいくような施工では、ちょっとお考えいただければいけないのではないかなと。さきほど申し上げましたように、いろいろなイベントがございますけれども、そういう、天候に左右されない、安心して催し物ができるような広場があれば

いいかなと思っております。

同時に先般、私、札幌からたまたま車で降りたときに、あの雪のすごく降ったときでございました。たまたま私の知っているかたで、土幌のかただったんですがね、背広を着てですね、いっしょうけんめい雪を車の上の排雪をされておりました。もちろん行くときには、外とうもなにも着ていかなかったんでしょう、背広姿でやっているその姿を見たときにですね、やあ、やっぱりこれは、屋根付きのなにかあるといいんだがなあというようなですね感じを持ったんです。だからといって私が、この一般質問にやるということではございませんけれども、そういうようなもろもろのですね、ことを考えたらですね、やはりイベント広場でもいいし、それから駐車場としても皆さんに喜んで利用してもらえると、こういうような一挙両得といいましょか、お金はかかるけれどもそれなりの効果があるものではないのかなと。

聞くとところによりますとというと、私の後に古川議員が同じような質問をされるそうでございますけれども、さきほど言いました芽室町、これは5億円ぐらいかけて駅周辺の整備をされる。清水のあのようなJ Aのですね、売店に併せた駐車場という、たいへん、近隣の町村がしっかりと、開発をされているもんですから、どうしても新得の駅周辺の整備がなにかこう、きょうあいで迷惑をかけているのかなと、そんな思いをしているところでございます。そういったことでですね、私の今、申し上げました屋根付きの駐車場というかイベント広場というものについての、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたしたいと思えます。ただいまご質問ありましたように、清水、芽室において、それぞれ駅周辺の再開発というふうなことで整備がなされ、またなされつつあるところだと聞いております。本町におきまして、新得駅というのは、やはり、町の玄関口といたしまして、そういう面で非常に大きな役割を果たしていると考えております。また、汽車の乗降客もですね、十勝西部地区あるいは十勝の北部、遠くは陸別辺りまでというふうなことで、新得駅の利用も広がっておりますことはたいへんありがたいことだと考えております。

そこで、当面、駐車場の再整備をしませんと、利用客にいろいろ影響を及ぼす状況と。本来、駅を利用する駐車場、どこが整備するのかという問題もないわけではないわけですが、しかし、そこは従前からの経過から見て、町が整備を担っているわけでありまして、したがって、新年度において、北広場の芝生のうち、約半分近くを駐車場として整備をして、その後の様子を見ていきたいと。それがもし、まだなおかつきょうあいであふれることになればですね、更にその奥を再整備を図って駐車場化をしていってはどうかというふうな、当面の計画を持っております。

また、後ほどの一般質問との兼ね合いもあるわけですが、やはり駅西の都市計画が、極めて遅れております。そうしたことから、将来に向かってはなんとかその、駅西地域と商店街が一体化できるような方策というものを将来構想をして考えていく必要があるのではないかと、いうふうな計画もいたしております。

したがって、今、高橋議員が大胆なご提言があったわけですが、そういう全体像の中で、そうした面が考えられるかどうか、将来の課題にしていいのではないかと。しかし、これは相当な一般財源を投資しなければならないという問題がございます。駅西との関連も含めて、将来の課題としたいというふうに思っておりますので、ご

理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） 前向きなご答弁をちょうだいをしたと理解をしているところでございますけれども、将来的にいろいろとお考えをされているようでございますけれども。私はさきほども申し上げましたように、イベントをされるかたがたのご苦労というのは非常に大きなものがあると思っています。ですから、今いろいろなイベントがある中で、見直さなければいけないというお話もあるようでございますけれども、私はやはりイベントというのは、継続は力なりと言いましょか、長い歳月を経ることによってですね、他町村のかたがたも来てくれるし、町民にも定着していくというように思うわけでありませう。

そういった面から、いろいろなリスクは背負うんでしようけれども、なんとしてでもそういう屋根付きの広場、安心してイベントをできるような広場を造ってやるべきでないのかなと思うと同時に、そういうところを利用して、乗降客の皆さんがたに駐車場として利用していただければ、これはほんとうにいいことでないのかなというように思っています。

併せて、私は乗降客の皆さんがたにですね、雪や雨をしのぐ、やはりシェルター的なものも駅前設置するとか、そういう駐車場との関係をきちんと持っていくとですね、他町村からこられたかたがたも、ほんとうに新得は心やさしい気配りのある町だなというように思われるのではないのかなと思います。

さきほど、町長の答弁の中で、財政的なこともお話しがありましたけれども、これは確かにお金のかかる問題でございますから、一朝一夕にしてやれといってもですね、そう簡単にはできるものではないということも理解をしております。

しかし、今、言ったようにですね、やはり多くの皆さんがたが利用されるわけですから、ほんとうに新得に行っても安心だよと言われるようなですね、物を造ることによって、この町もまた発展をしていくのではないのかなと。そして、また商工業者も、そういうことによってですね、潤いが出てくるのではないのかなという大きな視点にたつてですね、質問をさせていただいているわけでございまして、どうかひとつその点ご理解をいただいて、対応をお願いをいたしたいなと、こう思うわけでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、高橋議員、ご質問にありますように、町内で行われるイベントにつきましては、商工関係者を中心にしてたいへん大きな力を発揮していただいております。また、ご苦労もいただきながら、本町のイベントというのは大きな発展をみせております。そのご苦労に対しまして、改めて敬意を表したいと考えております。

ご指摘のようにそうした天候に左右されると、そのことは私どもじゅうぶんご理解をするわけでありませう。

しかし、今、あの駅前広場で行われているイベントの回数というのは、たぶん数回程度ではなかったかなと思っています。それだけに、そうした大きな施設を整備するとなりますと、投資費用対効果といいましょか、そのことも当然これは検討されなければならない事項でありまして、そうしたイベントの際の天候の問題については、ほかに別な角度で検討することができないかも含めて、今後の課題にしていく必要があると考えております。

いずれにいたしまして、駅前周辺、あるいは駅周辺というのは非常に大事なポイントでありまして、将来に向けての全体的な整備計画というものも、念頭に入っておりますので、そうしたかたちでできることから、一つずつ整備をしていくことのほうが賢明なやりかたではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 12番、古川 盛君。

[12番 古川 盛君 登壇]

12番（古川 盛君）

駅周辺の整備について

一般質問にあたりまして、前者の高橋議員より、北広場の駐車場の件についていろいろと質問があり、また、町長の回答によりまして理解したところでございます。それに併せまして、私は駅周辺整備についてお尋ねをいたします。

本町の平成12年度予算編成方針が先日発表されましたが、主な事業の一つとして、駅周辺整備といったものが挙げられております。常日ごろ、整備の必要性を感じておりました私は、町長の政策に期待をしているところでございます。そこで本町の玄関口として、町の発展や活性化を問われる駅周辺にかかわって、次の3点についてお伺いをいたします。

第1点目は、駅周辺整備についてどのような考え方にたって進めていくのか、基本構想をお聞かせください。

2番目に北広場駐車場整備に伴って、イベントなどの代替地駐車場を、機関区跡に設置ができないものかと思っております。

併せまして、人道橋、道路などの附帯設備等を整備することについてお伺いいたします。常時、利用できる駐車場、更には生活、人道橋として機能を生かされ、利便性が確保されると思えます。今までも、検討されてきたというふうにお伺いはしておりますが、実現化の見通しはいかがでしょうか、お伺いいたします。

3番目に駅周辺に、観光地にふさわしいトイレが必要と思えますが、設置についてお考えをお伺いいたします。以上お願いをいたします。3点です。

[12番 古川 盛君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。1点目の駅周辺の整備につきましては、石勝線の全面開通とすべての特急列車の停車となり、町内はもとより、遠く土幌、陸別方面からの利用者の急増により、駐車場整備の強い要望があり、62年に駅前交通広場を、また平成2年には、駅前北広場を整備してきております。

しかし、その後も収容能力を上回る利用者の増加によりまして、平成7年に旧機関庫跡地を駐車場を含めた公共用地として取得をいたしまして、平成10年5月に、駅西整備基本計画の策定をコンサルタントに委託いたしましたところであります。現在、これに基づいて関係各課による庁内検討委員会を組織し、整備計画の内容について検討をいたしております。

2点目の、駐車場問題の基本的なものにつきましては、ただいま高橋議員にお答えしたとおりであります。

後段の人道橋の整備につきましては、まず、遅れております駅西地域の道路整備を先行していきたいと考えておりました、周辺地域の交通アクセスの改善を図っていきたいと考えております。また、人道橋など、附帯施設の整備につきましては、実際に造った場合の利用見込みの調査、それを行うと同時に商店街との連携も図りながら、想定される通行量あるいは、費用対効果などをじゅうぶんに時間をかけながら、多角的な検討を進めて対応をしてまいりたいと考えております。

3点目の駅周辺に公衆トイレを設置してはどうかとのことでありますが、新得駅は特急列車が全列車停車する文字どおりの道東の玄関口でありますし、町内をはじめ、近隣の観光地への玄関口でもあります。駅周辺での観光客のトイレ使用は、駅舎トイレをご利用いただいているところではありますが、通常ベースでは利用に際し、極端に不足をきたしている状況ではないと認識をいたしております。新設となりますと、建設費はもとよりであります、維持管理費が後々まで発生をしていくこととなります。

それとは別に一昨年商工会からも、駅舎内トイレの改善についてのご要望が出ております。したがって、近い将来、経済性、快適さを求めるのであれば、新設よりも駅舎トイレの改修のほうが先決ではないかと考えております。

いずれにいたしまして、その必要性について、検討させていただきたいと考えております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 12番、古川 盛君。

12番（古川 盛君） 今、説明ありまして分かったわけでございますけれども、1番目に駅周辺の件につきましては、今、夏の間、観光土産店と言うんですか、そういう設置をされておりますけれども、そういう面について、観光の町ということで雰囲気を出しておいでのおかげでございますけれども、これを売価してでも、やっぱり町の環境を観光の町というふうなかたちで、なんらかのかたちでもって、進めていくことがたいせつでないかというふうに思いますけれども、町のほうとしては、その点についてどうお考えであるかお聞かせください。

また、駐車場の件につきましては、今、ご説明あって分かったんですけれども、今度、車の台数が、駐車できる台数が増えるということと同時に、それにかかわるイベント等でほしい、1週間ぐらいその駐車場を空けるというふうなことがおきるわけでございますけれども、それについての代替地をどのように考えておられるかご質問いたします。

また、人道橋でございますけれども、これもいろいろと手法面、またはいろんな財政面についてでございますけれども、それに合わせまして、やっぱり長期的な考え方のもとにこの人道橋ということ的前提にして、この駐車場の問題または、老人または子ども、そして身障者のかたの交通の便宜さを考えまして、そこを人道橋の早期使用というふうなこともつながると思っておりますので、その点をご検討願えればというふうに思っております。

また観光トイレでございますけれども、今、駅を使用するというふうなことを、今、説明いただきましたけれども、それはそれでいいというふうに思いますけれども、各町村ともに観光の名所と言いますか、歩きますと、やっぱりすばらしいトイレがあるということで、そこに車並びにバス等が止まるということで、そういう面でも町の、なんて



いうんですか、発展につながるんでないかと思しますので、その点もご説明願いたいというふうに思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず、1点目の駅前広場における観光売店というお話しであります。観光売店、この商店街の皆さんがたにおかれましては、なかなか、人的な問題を含めて、直接それに対応するのは難しいというふうなことでありまして、ある意味では商店会側はやれない状況でありまして、よって観光協会がそれに代って実施をしているわけではありますが、実質的には、わかふじ寮にその運営を委託しているという状況の中で、現在進めているわけであります。町内のいろいろな産品その他、多くのお客さんがたに購入していただけるような品揃えをして、更に充実できるかどうかは、それを実際に運営委託を受けている側との相談も進めながら、対応をしていかなければならない事項ではないかと考えております。

2点目の駐車場のイベントの際の代替えということであります。私どもも、駅前の広場を使ってイベントをやる際には、この車の移動で主催者側がたいへんご苦労をしてお伺いをいたしております。現段階では、とりあえず駐車場としての体裁はなしておりませんが、駅西の機関庫跡地を開放するかたちで、当面の駐車場の代替え対策を講じているところでありまして、当面そういうかたちで進めていきたいと思っております。

また、今の駐車場、イベント広場の西側にJRの空地があるわけではありますが、その借用について、釧路支社のほうからの了解もいただいておりますので、そういう面では、その部分も近間で開放できるかと思っておりますのでございます。

また、人道橋の問題であります。さきほどもちょっと触れたかと思っておりますが、やはり、遅れている駅西の街路整備をしながらですね、いわゆる、遠まわりになる駅西と商店街側の一体化をしていくという面からいくと、人道橋は極めて有効な手段ではないかと、そう考えながら、別に今検討させているところであります。

これ、一般論で申し上げますと、人道橋をそれなりにお金がかかるんですけども、造った結果あまり使われていないということが、マスコミ、その他で報じられているところであります。したがって、これは相当なお金がかかるわけでありまして、よって、どうすることによって、その利用度が上がるのか。それを費用対効果と申し上げましたので、利用度が高まるのであればですね、それは、適当な時期にそれにかかっていくことはやぶさかでないと考えておりますが、実際にはかかる割には、使われないという問題点も実は抱えております。

したがって、そういうような点をよく見極めて、対応しなければですね、概算ですけども7億円ぐらいかかるということですので、しかも補助制度は見込まれないと。そういう状況の中で、一挙にそこに手をつけていくのは、非常に現段階では至難な問題があると考えております。

また、市街地のトイレの問題ございました。本町には、残念ながら道の駅というふうなものがないわけでありまして、私どもがそうした公共的な公衆トイレを造るとすれば、やはり、そういうふうなものの中に併設をしていくというふうなことが、極めて有効的で理想的だと考えております。

したがって、私は現段階では、駅の周辺に新たに公衆トイレを造るのではなくて、できるだけ早いうちに駅舎のトイレをですね、再整備をして、それを当面ご活用いただく

と。その他にイベント等のたくさんの方が集まるときにはですね、臨時的なトイレを配置をして対応していきたいと、そのように考えております。

議長（湯浅 亮君） 12番、古川 盛君。

12番（古川 盛君） 今、説明ありましたんでわかりましたんですけども、いろいろと数字的なものは、いちおう調べていただきましてですね、そしてその結果、新得町には特性があるんでなかろうかというふうに私は思っております。それは、老人とか、子どもなどのかたがたが多いというふうに思っておりますので、その点、調査のうえでできるだけ期待にそうように、ひとつお願いしたいというふうに思います。いちおう質問終了ですけども、今のお話のとおりいろいろと、駅周辺の開発につきましては皆さん期待しておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

---

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、午前中の一般質問を終わらせていただきます。暫時休憩をいたします。13時までとさせていただきます。

（宣告 12時08分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 13時00分）

---

議長（湯浅 亮君） 4番、千葉正博君。

[4番 千葉正博君 登壇]

4番（千葉正博君）

家畜排せつ物法について

定例第4回一般質問も、最後になりました。最後ということで町長の快いご答弁を期待申し上げ、質問させていただきたいと思います。

家畜排せつ物法について、町長の考え方をお伺いいたします。家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進法が11月より施行され、先の行政報告にもありましたが、新法は5年間の猶予つきですが、法に基づく施設整備をされなければなりません。

本町酪農においても、今年も、昨年、一昨年に引き続き、全道一の高い生乳生産の伸び率を示しています。反面、多頭化による施設整備や農地の拡大と多額な投資などの負債も、大きくのしかかっているのも現実であります。環境汚染の改善もたいせつではありますが、乳価下落などで厳しい酪農家に、施設整備という新たな負担がのしかかってまいりました。新法に適する施設整備に、国や道の補助制度を取り入れ、少しでも畜産農家の負担の軽減を図ると同時に、本町、畜産振興方針の検討を図らなければならないと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

[4番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。本町の今年の出荷乳量は、この11月末現在で、対前年比、105パーセントの伸びと順調に推移をいたしております。このま

ままいりますと、5年連続の市町村別出荷乳量の、対前年伸び率が全道一という輝かしい結果が期待できるものと思われます。これもひとえに、酪農家皆様がたの日ごろのたゆまぬ経営努力と、関係機関のご指導によるものと、改めて敬意を表するしだいであります。

またこれに伴い、本町の乳牛・肉牛合わせての飼養頭数は、20,000頭以上に達しております、5年前の約140パーセントの伸びであります。このため家畜排せつ物の適正管理が大きな課題となってきました。

町もこれらの課題に対処すべく全道にさきがけて、独自の家畜ふん尿処理施設奨励事業や有機質還元事業を実施いたしております、環境汚染の防止と生産者のかたがたの経費負担の軽減を、図ってきたところであります。

さて、ご質問の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の制定後の本町の今後の方針であります、法律の骨子は家畜排せつ物をそのまま野積みや、素堀りの蓄積、貯溜の禁止であります。各都道府県におきましては、地域の実情に即した施設整備の目標等を内容とした計画を、すみやかに作成することになっており、町は道で定めたそうした計画に基づき、対処していくことになると考えております。

当面、施設整備に関してましては、引き続き、国や道に対して高率の補助事業、また低利融資を要望していく考えであります。利用の促進につきましては、家畜排せつ物の円滑な利用のために、畜産農家、畑作農家相互の連携と協力、また、創意工夫が必要であると考えております。基本的には、畜産業を営むかたが責任をもって処理しなければならないことになっております。これらの問題解決には、多くの課題があり、各農業関係機関、また生産者のかたがたと連携を取りながら、対応策を検討してまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 4番、千葉正博君。

4番(千葉正博君) 今、町長のほうから、5年連続全道一ということで高い生乳の伸び率、更には、頭数の増加ということでありましたけれども、それと同時に酪農家の、畜産農家の負債もそれなりに伸びているということも、現実ではなからうかなと、このように考えております。そうした状況の中で、今回、施設整備ということで出されてきたわけですけれども、今、畜産農家の間では、どのような整備をしたらよいのか、たいへん苦慮しているということも現実であります。

先日の新聞に池田町は、町独自の補助事業を設けるとということが新聞に載っております。私は、今ここで町独自の事業を作ってほしいとは申しません。それ以前に、この事業に対してどのように取り組んで、どのような方向を出したらいいのかというのが、それより先決な問題ではなからうかなと思っております。

話の中にありましたように、畜産農家、畑作農家の連携を取って進めるという、取りながら対応策という話ありましたが、私はそれと同時に、町並びに関係機関などが入った協議会等を設置して、これらのふん尿処理に対する整備の問題と利用の問題、特に今回、ふん尿処理ということは、管理をどうするかという問題と、利用をどのように図るのかという2つの問題があろうかと思っております。

特に一つ目の管理についてですけれども、これをクリアできる施設、全道においては2パーセントとも言われております。それだけ少ない状況でありますし、また農林省あたりも積極的に施設整備に力をいれると、このように伺っておりますけれども、いかに

せん2パーセントの整備しかできていないこの全道の中において、本町において事業を持ってくるも、なかなか今までは持ってきておりますけれども、更に5年間で整備するという事は、並たいていのことではなからうかなどこのように考えております。

それだけに、この事業に対する国の、道の事業を特段なる、強力に事業を取り入れるようにお願いしたいなど、このように考えております。そういった関係から、とにかく私はこの問題を取り上げるにあたっては、まず、それぞれの協議会を設けて、どう進めたらいいか、その辺について特にお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今回の新たな法律の制定に伴うですね、いわゆるこの畜産農家側のそれに対する対応というのは、非常に大きな課題だと考えております。また、非常に時間のかかる、費用のかかる問題だと考えております。そこで、これを畜産農家個々で解決をしていくべき問題なのか、あるいは、もっと広域的に地帯別にですね、そういうふうな共同の施設等を設置してそれを運用していくのか、方法論はいろいろ考えられるだろうと考えております。

いずれにいたしましても、現段階では国が法律の制定をただけでありまして、それを受けて各都道府県、あるいはまた市町村でですね、どういうふうにそれを具現化していくかということについての、まだ方針が道からも示されていない段階であります。この法律の施行猶予は、向こう5年まででありますので、その間にそういう体制整備をしなければならぬと、そのように考えております。

いずれにしても、本町から産出される家畜の排せつ物の量というのは、ばく大な量になるわけであります。それを、畑に最終的に還元をしてですね、有機質の施用によって畑作農家等は生産性を上げていくということが極めて大事なことであります。それだけに、私は畜産農家と畑作農家との連携というのが極めて大事だと思っております。

今、この法律が制定されてまもないわけではありますが、既に関係機関が一堂に会して、今後の在り方についての相談をすでにスタートをさせております。したがって、これは関係機関だけの問題ではなくて、生産者自身の問題であります。したがって、そうした畜産農家、あるいは畑作農家の代表者も加味してですね、将来的な在り方をぜひ検討していてもらいたいと考えております。非常に多額の費用もかかると。また、たいへん大きな課題でもあるということから、全町的にこの問題は議論されていかなければならないと思っております。

そこで、できるだけ、国は法律を制定しているわけですから、そのアフターケアとしてですね、国としての財政支出等、当然私ども求めていかなければならないと考えておりますし、あるいは、道あたりの支援がどう出てくるのか。そういうようなものを見極めながら、町としての対応策を考えていきたいと思っております。

さきほど、池田町の事例があったようでありますけれども、しかし、池田町がどういうふうに、具体的にこれに対応するのかという私は方針はまだ出ていないと思っております。私はそうした管理なり利用についての方針が先に出て、それに奨励策がどういうふうに機能していけばいいかと、そのように整理していくのが順序でないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

---

### 休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月18日から12月20日までの3日間、休会することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、12月18日から12月20日までの3日間、休会することに決しました。

---

### 散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 13時14分）

---

第 3 日

平成11年第4回  
新得町議会定例会（第3号）

平成11年12月21日（火曜日）午後3時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等    |
|------|---------|------------|
|      |         | 諸般の報告（第2号） |
| 1    | 意見案第9号  | 審査結果について   |
| 2    | 意見案第11号 | 審査結果について   |
| 3    | 意見案第12号 | 審査結果について   |
| 4    | 意見案第13号 | 審査結果について   |
| 5    | 意見案第14号 | 審査結果について   |

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

意見案第9号 審査結果について  
意見案第11号 審査結果について  
意見案第12号 審査結果について  
意見案第13号 審査結果について  
意見案第14号 審査結果について

○出席議員（17人）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 川 見 久 雄 君  | 2 番 藤 井 友 幸 君  |
| 3 番 吉 川 幸 一 君  | 4 番 千 葉 正 博 君  |
| 6 番 松 本 諫 男 君  | 7 番 菊 地 康 雄 君  |
| 8 番 斎 藤 芳 幸 君  | 9 番 廣 山 麗 子 君  |
| 10 番 金 澤 学 君   | 11 番 石 本 洋 君   |
| 12 番 古 川 盛 君   | 13 番 松 尾 為 男 君 |
| 14 番 渡 邊 雅 文 君 | 15 番 黒 澤 誠 君   |
| 16 番 高 橋 欽 造 君 | 17 番 武 田 武 孝 君 |
| 18 番 湯 浅 亮 君   |                |

○欠席議員（１人）

５ 番 宗 像 一 君

○地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 齊 藤 敏 雄 君 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 |   | 高 久 教 雄 君 |
| 監 査 委 員         |   | 吉 岡 正 君   |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|               |  |           |
|---------------|--|-----------|
| 助 役           |  | 鈴 木 政 輝 君 |
| 収 入 役         |  | 清 水 輝 男 君 |
| 総 務 課 長       |  | 畑 中 栄 和 君 |
| 企 画 調 整 課 長   |  | 長 尾 正 君   |
| 税 務 課 長       |  | 秋 山 秀 敏 君 |
| 住 民 生 活 課 長   |  | 西 浦 茂 君   |
| 保 健 福 祉 課 長   |  | 浜 田 正 利 君 |
| 建 設 課 長       |  | 村 中 隆 雄 君 |
| 農 林 課 長       |  | 齊 藤 正 明 君 |
| 水 道 課 長       |  | 常 松 敏 昭 君 |
| 商 工 観 光 課 長   |  | 貴 戸 延 之 君 |
| 児 童 保 育 課 長   |  | 富 田 秋 彦 君 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 |  | 長 尾 直 昭 君 |
| 屈 足 支 所 長     |  | 高 橋 昭 吾 君 |
| 庶 務 係 長       |  | 武 田 芳 秋 君 |
| 財 政 係 長       |  | 佐 藤 博 行 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|             |  |           |
|-------------|--|-----------|
| 教 育 長       |  | 阿 部 靖 博 君 |
| 学 校 教 育 課 長 |  | 加 藤 健 治 君 |
| 社 会 教 育 課 長 |  | 高 橋 末 治 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

|         |  |           |
|---------|--|-----------|
| 事 務 局 長 |  | 小 森 俊 雄 君 |
|---------|--|-----------|

○職務のため出席した議会事務局職員

|         |  |             |
|---------|--|-------------|
| 事 務 局 長 |  | 佐 々 木 裕 二 君 |
| 書 記     |  | 桑 野 恒 雄 君   |



---

### 開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、5番、宗像 一君の1人であります。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 15時01分）

---

### 諸 般 の 報 告 （第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 日程第1 意見案第9号 地方分権の推進と自治体財政確立のための地方 税財政改革を求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第1、意見案第9号、地方分権の推進と自治体財政確立のための地方税財政改革を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

### 日程第2 意見案第11号 帯広畜産大学原虫病研究センターの全国共同 利用施設への格上げ新設要望に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第2、意見案第11号、帯広畜産大学原虫病研究センターの全国共同利用施設への格上げ新設要望に関する意見書についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第3 意見案第12号 ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第3、意見案第12号、ゴルフ場利用税存続確保に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。  
よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第4 意見案第13号 JR採用差別問題の早期解決を求める要望  
意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第4、意見案第13号、JR採用差別問題の早期解決を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第5 意見案第14号 農業経営再建対策に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第5、意見案第14号、農業経営再建対策に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑はないようですので終結いたします。  
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。  
本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。  
よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成11年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

( 宣告 15時08分 )

---

